

第 2 1 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	その他	計
件 数	2 3	1 9	1 3	5 5

(2) 議案の名称

< 予算 >

(平成 2 9 年度予算)

- 議案第 1 号 平成 2 9 年度尼崎市一般会計予算
- 議案第 2 号 平成 2 9 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費予算
- 議案第 3 号 平成 2 9 年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費予算
- 議案第 4 号 平成 2 9 年度尼崎市特別会計育英事業費予算
- 議案第 5 号 平成 2 9 年度尼崎市特別会計農業共済事業費予算
- 議案第 6 号 平成 2 9 年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費予算
- 議案第 7 号 平成 2 9 年度尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費予算
- 議案第 8 号 平成 2 9 年度尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算
- 議案第 9 号 平成 2 9 年度尼崎市特別会計青少年健全育成事業費予算
- 議案第 1 0 号 平成 2 9 年度尼崎市特別会計介護保険事業費予算
- 議案第 1 1 号 平成 2 9 年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費予算
- 議案第 1 2 号 平成 2 9 年度尼崎市特別会計駐車場事業費予算
- 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度尼崎市水道事業会計予算
- 議案第 1 4 号 平成 2 9 年度尼崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第 1 5 号 平成 2 9 年度尼崎市下水道事業会計予算
- 議案第 1 6 号 平成 2 9 年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算

(平成 2 8 年度補正予算)

- 議案第 1 7 号 平成 2 8 年度尼崎市一般会計予算 (第 5 号)
- 議案第 1 8 号 平成 2 8 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費予算 (第 1 号)
- 議案第 1 9 号 平成 2 8 年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費予算 (第 1 号)

- 議案第 2 0 号 平成 2 8 年度尼崎市特別会計介護保険事業費予算（第 2 号）
- 議案第 2 1 号 平成 2 8 年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費予算（第 1 号）
- 議案第 2 2 号 平成 2 8 年度尼崎市下水道事業会計予算（第 1 号）
- 議案第 2 3 号 平成 2 8 年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算（第 1 号）
- < 条例 >
- 議案第 2 4 号 尼崎市自転車のまちづくり推進条例について
- 議案第 2 5 号 みんなの尼崎城基金条例について
- 議案第 2 6 号 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 7 号 尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 8 号 尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 9 号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 0 号 尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 1 号 尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 2 号 尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 3 号 尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 4 号 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 5 号 尼崎市障害者介護給付費等審査会条例について
- 議案第 3 6 号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 7 号 尼崎市農業委員会の委員の定数を定める条例について
- 議案第 3 8 号 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 9 号 尼崎市立尼崎稲葉荘団地の設置及び管理に関する条例について
- 議案第 4 0 号 尼崎市営住宅等審議会条例について
- 議案第 4 1 号 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 2 号 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- < その他 >
- 議案第 4 3 号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第 4 4 号 土地の交換について
- 議案第 4 5 号 指定管理者の指定について（尼崎市立第 2 老人福祉工場及び尼崎市立第 3 老人福祉工場）

議案第 4 6 号	指定管理者の指定について（尼崎市立あこや学園）
議案第 4 7 号	指定管理者の指定について（尼崎市立身体障害者福祉会館）
議案第 4 8 号	指定管理者の指定について（尼崎市立たじかの園）
議案第 4 9 号	指定管理者の指定について（尼崎市立身体障害者福祉センター）
議案第 5 0 号	指定管理者の指定について（尼崎市尼崎学園）
議案第 5 1 号	指定管理者の指定について（尼崎市立青少年体育道場）
議案第 5 2 号	尼崎市農業共済事業特別積立金の取崩しについて
議案第 5 3 号	尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について
議案第 5 4 号	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）
議案第 5 5 号	工事請負契約の変更について（港橋耐震補強（その 1）工事）

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	4 件	5 3 9 , 8 9 8 円
その他の事故	2 件	4 2 8 , 6 6 5 円
その他	1 件	5 , 0 0 0 円

3 追加提出予定案件

< その他 >

- ・ 工事請負契約について（（仮称）南部保健福祉センター整備工事）
- ・ 工事請負契約について（（仮称）南部保健福祉センター整備工事のうち電気設備工事）
- ・ 工事請負契約について（（仮称）南部保健福祉センター整備工事のうち機械設備工事）
- ・ 工事請負契約について（（仮称）北部保健福祉センター整備工事）

< 人事 >

- ・ 尼崎市監査委員の選任
- ・ 尼崎市固定資産評価審査委員会の委員の選任

第 2 1 回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<平成29年2月定例会>

種別	予算	番号	議案第1号～第16号	所管	
件名	平成29年度 当初予算				
内 容					
(単位：千円)					
区 分		当初予算額		前年度比	
一	般 会 計	201,700,000		96.9%	
特	別 会 計	111,886,329		101.8%	
	国民健康保険事業費	62,767,079		101.0%	
	地方卸売市場事業費	376,103		93.1%	
	育英事業費	8,020		100.0%	
	農業共済事業費	16,631		101.9%	
	公共用地先行取得事業費	2,863,686		96.3%	
	公害病認定患者救済事業費	30,471		65.2%	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	26,880		61.5%	
	青少年健全育成事業費	9,674		123.6%	
	介護保険事業費	40,120,157		103.4%	
	後期高齢者医療事業費	5,573,414		106.5%	
	駐車場事業費	94,214		47.8%	
企	業 会 計	67,073,936		82.9%	
	水道事業	12,276,619		97.7%	
	工業用水道事業	2,443,192		101.0%	
	下水道事業	20,501,532		95.4%	
	モーターボート競走事業	31,852,593		71.6%	
合 計		380,660,265		95.4%	

<平成29年2月定例会>

種 別	予 算	番 号	議案第17号~第23号	所 管	
件 名	平成28年度 補正予算				
内 容					
(単位:千円)					
		区 分	補正予算額		
一	般	会	計 (第5号)	2,686,659	
特	別	会	計	411,048	
			国民健康保険事業費(第1号)	519,835	
			公共用地先行取得事業費(第1号)	-	
			介護保険事業費(第2号)	338,447	
			後期高齢者医療事業費(第1号)	229,660	
企	業	会	計	1,467,691	
			下水道事業(第1号)	234,592	
			モーターボート競走事業(第1号)	1,233,099	

平成28年度 2月補正の概要

一般会計補正予算（補正5号）

（補正予算の内容）

歳入において、地方消費税交付金が約9億円、株式等譲渡所得割交付金が約3億円の減となるものの、市税が約7億円増となり、また歳出において、公債費が約8億円、介護保険事業費会計繰出金が約1億円の減となるほか、入札差金や執行残など、歳入・歳出全般にわたり決算見込みに基づき整理することにより、現在措置している財源対策のうち、基金繰入金約11億円を削減する。

（歳入の主なもの）

市税の増	744 百万円
地方交付税の増	779 百万円
臨時財政対策債の増	244 百万円
地方消費税交付金の減	931 百万円
株式等譲渡所得割交付金の減	295 百万円
財政調整基金の取崩を削減（財源対策分）	1,053 百万円

（歳出の主なもの）

財政調整基金積立金の増	1,064 百万円
公債費の減	808 百万円
介護保険事業費会計繰出金の減	102 百万円
投資的経費、経常経費の執行差金、契約差金、不用見込みとなる経費の減額補正	

1 補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
211,663,972	2,686,659	208,977,313

2 歳入歳出補正予算額

（単位：千円）

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
市税	744,000	議会費	15,371
利子割交付金	59,000	総務費	397,361
配当割交付金	94,000	民生費	666,049
株式等譲渡所得割交付金	295,000	衛生費	39,877
地方消費税交付金	931,000	労働費	6,339
地方特例交付金	78,000	農林水産業費	1,114
地方交付税	778,530	商工費	309,521
分担金及び負担金	11,658	土木費	1,388,189
使用料及び手数料	5,985	消防費	17,925
国庫支出金	292,787	教育費	914,451
県支出金	476,491	公債費	808,220
財産収入	1,433,933	諸支出金	328
寄付金	30,952		
繰入金	1,067,015		
諸収入	397,596		
市債	734,354		
合 計	2,686,659	合 計	2,686,659

3 主な事業（50,000千円以上の増減のあるもの）

（単位：千円）

	事 項	補 正 額
1	減債基金積立金	1,454,140
2	市債償還金	491,512
3	臨時福祉給付金給付関係事業費	462,813
4	地域介護・福祉空間整備等事業費	393,035
5	長洲久々知線立体交差等道路整備事業費	374,421
6	中小企業資金融資制度関係事業費	313,031
7	尼崎宝塚線ほか1路線県施行街路事業地元負担金	303,565
8	市債利子	291,448
9	施設型給付費（教育費）	233,828
10	市営住宅建替事業費	131,493
11	本庁舎整備事業費	121,232
12	施設型給付費（民生費）	119,943
13	介護保険事業費会計繰出金	102,478
14	児童扶養手当給付関係事業費	98,920
15	下水道事業会計補助金	84,729
16	庄下川都市基盤河川改修事業費	83,989
17	住宅市街地総合整備事業費	77,516
18	街路灯維持管理事業費	62,658
19	特別養護老人ホーム等整備事業費	59,940
20	旧梅香小学校敷地複合施設整備事業費（教育費）	54,632
21	公共用地先行取得事業費会計繰出金	52,458
22	財政調整基金積立金	1,064,162
23	小学校空調整備事業費	978,105
24	税外収入還付金	411,411
25	尼崎養護学校移転事業費	347,125
26	障害児通所支援等給付費	176,232
27	自立支援医療等事業費	111,794
28	障害者（児）自立支援事業費	97,402
29	人件費	74,399
30	生活保護扶助費	66,662
31	小学校各種施設整備事業	60,926

4 繰越明許費の補正

(追加)		(単位：千円)
	事業名	補正額
1	阪急塚口サービスセンター移転事業	32,206
2	番号制度等導入関係事業	35,350
3	鉄道駅舎エレベーター等設置事業	25,000
4	(仮称)保健福祉センター整備事業(民生費)	31,802
5	特別養護老人ホーム等整備事業	118,260
6	保育環境改善事業	286,556
7	公立保育所施設整備事業	12,000
8	(仮称)保健福祉センター整備事業(衛生費)	27,349
9	道路橋りょう維持管理事業	60,000
10	道路橋りょう新設改良事業	273,095
11	庄下川都市基盤河川改修事業	61,400
12	長洲久々知線立体交差等道路整備事業	29,372
13	市営住宅維持整備事業	45,454
14	市営住宅建替事業	181,683
15	住宅市街地総合整備事業	96,136
16	消防庁舎等整備事業	37,836
17	小学校各種施設整備事業	89,926
18	小学校学校適正規模・適正配置推進事業	47,046
19	小学校学校空調整備事業	1,020,105
20	中学校学校適正規模・適正配置推進事業	67,278
21	尼崎養護学校移転事業	477,125
合計		3,054,979

5 市債の補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
学校施設整備事業費	限度額 4,716,000	限度額 6,264,000
臨時財政対策債	限度額 8,000,000	限度額 8,243,954

特別会計補正予算(4会計)

411,048 千円

1 国民健康保険事業費(補正1号)

519,835 千円

(単位：千円)

	事項	補正額
1	人件費	8,540
2	総務管理費(人件費除く)	4,925
3	一般被保険者高額療養費	372,619
4	療養給付費負担金等返還金	133,751

2 公共用地先行取得事業費(補正1号)

(単位：千円)

	事項	補正額
1	土地貸付収入	2,458
2	不動産売払収入	50,000
3	他会計繰入金	52,458

3 介護保険事業費(補正2号)

338,447 千円

(単位：千円)

	事項	補正額
1	人件費	13,012
2	介護サービス等給付費	761,890
3	総務管理費(人件費除く)	5,375
4	介護相談員派遣事業費	1,224
5	認知症対策推進事業費	592
6	介護給付費準備基金積立金	349,288
7	高額介護サービス費	91,851
8	審査支払手数料	2,507

4 後期高齢者医療事業費(補正1号)

229,660 千円

(単位：千円)

	事項	補正額
1	保険料等負担金	237,743
2	保険基盤安定拠出金	8,083

企業会計補正予算（2会計）

1,467,691 千円

1 下水道事業会計（補正1号）

234,592 千円
（単位：千円）

	事業名	補正額
1	減価償却費	41,446
2	資産減耗費	166,153
3	支払利息及び企業債取扱諸費	26,993

2 モーターボート競走事業会計（補正1号）

1,233,099 千円
（単位：千円）

	事業名	補正額
1	物件費その他	1,269,863
2	職員給与費	56,500
3	建設改良費	19,736

< 平成 29 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 24 号	所 管	生活安全課
件 名	尼崎市自転車のまちづくり推進条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>本市における自転車利用の位置付けを、課題から魅力へ転換し、市民一人ひとりが自転車に愛着を持ちシビックプライドを持つまちとするため、市、市民等、事業者、教育事業者等及び自転車小売業者等の責務を明確にし、自転車のまちづくりに関する基本的な事項を定める条例を新たに制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 目的(第1条)</p> <p>自転車のまちづくりに関し、市、市民等、事業者、教育事業者等及び自転車小売業者等の責務を明確にするとともに、自転車のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自転車のまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>(2) 市、市民等、事業者等の責務(第3条～第6条)</p> <p>自転車のまちづくりの推進に関する施策(以下「推進施策」という。)を策定し、実施する市の責務と、その施策に協力することなどの市民等、事業者、教育事業者等及び自転車小売業者等の責務を定める。</p> <p>(3) 推進計画(第7条)</p> <p>推進施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を、市民や学識経験者などの意見を聴きながら策定することなどを定める。</p> <p>(4) 自転車の安全適正利用に係る指導等(第9条)</p> <p>市長は、道路交通法その他の交通法規に違反するおそれがある行為をした者等に対し、自転車の安全適正利用のために必要な指導等を行えることを定める。</p> <p>(5) 事業者等による啓発等(第11条)</p> <p>事業者等は、従業員等に自転車の安全適正利用に関する啓発を行うこと、管理する施設において迷惑駐輪を防止する措置を講ずるよう努めることを定める。</p> <p>(6) 教育事業者等及び自転車小売業者等による啓発(第12条、第13条)</p> <p>教育事業者等は児童等に、また、自転車小売業者等は購入者等に、それぞれ安全適正利用に関する啓発を行うよう努めることを定める。</p> <p>(7) 指導及び助言(第14条)</p> <p>市長は、(5)及び(6)の責務を有する者に、必要な指導等を行えることを定める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成29年10月1日</p>					

< 平成 29 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 25 号	所 管	まち咲き施策推進担当
件 名	みんなの尼崎城基金条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>ご寄付いただくことになった尼崎城が本市の歴史的なシンボルとなるよう、築城 400 年を見据えた取組を進めている。末永く市民に愛される尼崎城にしたいといった寄付者の意向に沿うよう、多くの方々に親しみを感じていただけるような市民参加の城づくりを進めるとともに、尼崎城の整備及び管理に資する事業の推進を図るため、地方自治法 241 条に基づきみんなの尼崎城基金を設置することに伴い、条例を制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 基金の額 (第 2 条)</p> <p>基金として積み立てる額は、次のとおりとする。</p> <p>ア 事業に要する経費に充てるための寄付金の額</p> <p>イ 毎年度一般会計歳入歳出予算 (以下「予算」という。) で定める額</p> <p>(2) 管理 (第 3 条)</p> <p>基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>(3) 処分 (第 6 条)</p> <p>基金は、事業の推進を図るとい設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日</p>					

< 平成 29 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 26 号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 事務事業の執行体制の整備等により、職員定数の増員等を行うための規定の整備を行う。				
2	主な改正内容 第 2 条第 1 項に規定する職員の定数を次の表のとおり改める。				
	部 局		改正	現行	増減
	市長の事務部局の職員 [うち、尼崎市福祉事務所の職員]		2,019 [174]	1,983 [165]	36 [9]
	教育委員会及びその所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員		292	285	7
	教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員		238	243	5
	(参考)				
	その他改正を行わなかった部局		666	666	0
	条例定数の総数		3,215	3,177	38
3	職員定数増減 (+ 38) の主な内訳				
	市長事務部局 (+ 36)	<ul style="list-style-type: none"> ・ひと咲きまち咲き担当局の設置 ・(仮称)保健福祉センター設置準備への対応 ・生活保護業務への対応 ・(仮称)子どもの育ち支援センター設置準備への対応 など 			
	教育委員会事務部局 (+ 7)	<ul style="list-style-type: none"> ・城内まちづくり整備事業への対応 ・中学校給食準備事業への対応 など 			
	教育委員会教員 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・市立全日制高等学校の見直し など 			
4	施行期日 平成 29 年 4 月 1 日				

尼崎市職員定数条例

改正後	現 行
<p>(職員の定数)</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>2,019</u>人 うち尼崎市福祉事務所の職員 <u>174</u> 人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 18人</p> <p>(3) 教育委員会及びその所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員 <u>292</u> 人</p> <p>(4) 教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員 <u>238</u>人</p> <p>(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 8人</p> <p>(6) 監査委員の事務部局の職員 12人</p> <p>(7) 公平委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>(8) 農業委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>(9) 消防部局の職員 消防職員 436人 消防団員 1,000人 計 1,436人</p> <p>(10) 水道局の職員 164人</p> <p>(11) 公営事業局の職員 26人</p> <p>2～4 略</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>1,983</u>人 うち尼崎市福祉事務所の職員 <u>165</u> 人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 18人</p> <p>(3) 教育委員会及びその所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員 <u>285</u> 人</p> <p>(4) 教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員 <u>243</u>人</p> <p>(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 8人</p> <p>(6) 監査委員の事務部局の職員 12人</p> <p>(7) 公平委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>(8) 農業委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>(9) 消防部局の職員 消防職員 436人 消防団員 1,000人 計 1,436人</p> <p>(10) 水道局の職員 164人</p> <p>(11) 公営事業局の職員 26人</p> <p>2～4 略</p>

< 平成 2 9 年 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 2 7 号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>新たな行政課題への的確な対応及び時宜に応じた組織体制の構築を行うため、規定の整備を行う。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>現在、企画財政局において担っている広報事業について、市報をはじめとする本市の市政情報の発信を今まで以上に市民にとってわかりやすいものとし、親しみやすい市政運営についての P R の強化を図るため、秘書室に移管する。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>平成 2 9 年 4 月 1 日</p>				

尼崎市事務分掌条例

改正後	現 行
<p>(部局の設置及び分掌事務)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)</p> <p>第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる部局を設け、その分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>秘書室</p> <p>(1) 秘書に関する事項</p> <p>(2) <u>広報に関する事項</u></p> <p>危機管理安全局</p> <p>(1) 防災その他の危機管理に関する事項</p> <p>(2) 消費生活に関する事項</p> <p>(3) 交通安全対策に関する事項</p> <p>企画財政局</p> <p>(1) 議会に関する事項</p> <p>(2) 国際交流に関する事項</p> <p>(3) 市政の総合企画及び総合調整に関する事項</p> <p>(4) 予算その他財政に関する事項</p> <p>(5) 文化に関する事項</p> <p>(6) 都市の魅力の創造及び発信に関する事項</p> <p>総務局</p> <p>(1) 法制その他市の行政一般に関する事項</p> <p>(2) 職員の人事、給与、厚生福利及び研修に関する事項</p> <p>(3) 行政管理に関する事項</p> <p>(4) 情報及び統計に関する事項</p> <p>(5) 他の部局の主管に属しない事項</p> <p>資産統括局</p> <p>(1) 公有財産に関する事項</p> <p>(2) 契約及び検査に関する事項</p> <p>(3) 市税に関する事項</p> <p>市民協働局</p> <p>(1) 協働のまちづくりに関する事項</p> <p>(2) 男女共同参画に関する事項</p> <p>(3) 広聴に関する事項</p>	<p>(部局の設置及び分掌事務)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)</p> <p>第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる部局を設け、その分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>秘書室</p> <p>(1) 秘書に関する事項</p> <p>危機管理安全局</p> <p>(1) 防災その他の危機管理に関する事項</p> <p>(2) 消費生活に関する事項</p> <p>(3) 交通安全対策に関する事項</p> <p>企画財政局</p> <p>(1) 議会に関する事項</p> <p>(2) <u>広報に関する事項</u></p> <p>(3) 国際交流に関する事項</p> <p>(4) 市政の総合企画及び総合調整に関する事項</p> <p>(5) 予算その他財政に関する事項</p> <p>(6) 文化に関する事項</p> <p>(7) 都市の魅力の創造及び発信に関する事項</p> <p>総務局</p> <p>(1) 法制その他市の行政一般に関する事項</p> <p>(2) 職員の人事、給与、厚生福利及び研修に関する事項</p> <p>(3) 行政管理に関する事項</p> <p>(4) 情報及び統計に関する事項</p> <p>(5) 他の部局の主管に属しない事項</p> <p>資産統括局</p> <p>(1) 公有財産に関する事項</p> <p>(2) 契約及び検査に関する事項</p> <p>(3) 市税に関する事項</p> <p>市民協働局</p> <p>(1) 協働のまちづくりに関する事項</p> <p>(2) 男女共同参画に関する事項</p> <p>(3) 広聴に関する事項</p>

<p>(4) 人権啓発等及び国際化に関する事項</p> <p>(5) 支所に関する事項</p> <p>(6) 戸籍、住民基本台帳等に関する事項</p> <p>(7) 社会保険等に関する事項</p> <p>健康福祉局</p> <p>(1) 保健衛生に関する事項</p> <p>(2) 社会福祉に関する事項</p> <p>(3) 介護保険に関する事項</p> <p>こども青少年本部事務局</p> <p>(1) 子どもの育成支援に関する事項</p> <p>(2) 青少年の育成支援に関する事項</p> <p>経済環境局</p> <p>(1) 産業経済に関する事項</p> <p>(2) 労働に関する事項</p> <p>(3) 公害及び環境に関する事項</p> <p>(4) 廃棄物の処理その他都市の美化及び清潔の保特に関する事項</p> <p>都市整備局</p> <p>(1) 都市計画に関する事項</p> <p>(2) 建築に関する事項</p> <p>(3) 用地に関する事項</p> <p>(4) 道路及び橋りょうに関する事項</p> <p>(5) 河川及び港湾に関する事項</p> <p>(6) 公園及び緑地に関する事項</p> <p>(7) 下水道に関する事項</p> <p>(8) 都市の再開発に関する事項</p> <p>(9) 土地区画整理に関する事項</p> <p>(10) 住宅に関する事項</p>	<p>(4) 人権啓発等及び国際化に関する事項</p> <p>(5) 支所に関する事項</p> <p>(6) 戸籍、住民基本台帳等に関する事項</p> <p>(7) 社会保険等に関する事項</p> <p>健康福祉局</p> <p>(1) 保健衛生に関する事項</p> <p>(2) 社会福祉に関する事項</p> <p>(3) 介護保険に関する事項</p> <p>こども青少年本部事務局</p> <p>(1) 子どもの育成支援に関する事項</p> <p>(2) 青少年の育成支援に関する事項</p> <p>経済環境局</p> <p>(1) 産業経済に関する事項</p> <p>(2) 労働に関する事項</p> <p>(3) 公害及び環境に関する事項</p> <p>(4) 廃棄物の処理その他都市の美化及び清潔の保特に関する事項</p> <p>都市整備局</p> <p>(1) 都市計画に関する事項</p> <p>(2) 建築に関する事項</p> <p>(3) 用地に関する事項</p> <p>(4) 道路及び橋りょうに関する事項</p> <p>(5) 河川及び港湾に関する事項</p> <p>(6) 公園及び緑地に関する事項</p> <p>(7) 下水道に関する事項</p> <p>(8) 都市の再開発に関する事項</p> <p>(9) 土地区画整理に関する事項</p> <p>(10) 住宅に関する事項</p>
---	---

<平成29年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第28号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>働きながら介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る改正内容に準じて所要の整備を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 介護のための所定外労働の免除の導入</p> <p>要介護者の介護を行う職員が要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がないと認められるときは、所定の勤務時間以外における勤務を免除する制度を導入する。</p> <p>(2) 介護休暇の分割取得</p> <p>現行、連続する6月の期間内で取得可能としている介護休暇について、職員の申出に基づき、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内において取得可能とするよう改める。</p> <p>(3) 介護時間の導入</p> <p>日常的な介護ニーズに対応するため、職員が要介護者を介護するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合に、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことを可能とする介護時間（無給）を導入する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成29年4月1日。</p> <p>ただし、改正後の制度利用に関する請求等については公布の日。</p>					

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

改正後	現 行
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限)</p> <p>第 5 条 任命権者は、職員（市規則で定める職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、<u>その未就学児（小学校就学の始期に達するまでの子（市規則で定める者を含む。）をいう。第 3 項において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における勤務をさせてはならない。</u></p> <p>2 任命権者は、職員が、市規則で定めるところにより、<u>その 3 歳に満たない子（市規則で定める者を含む。）を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、所定の勤務時間以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。次項において「超過勤務」という。）をさせてはならない。</u></p> <p>3 任命権者は、職員が、市規則で定めるところにより、<u>その未就学児を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、市規則で定める時間数を超えて、超過勤務をさせてはならない。</u></p> <p>4 前各項の規定は、職員が第 13 条の 3 に規定する要介護者を介護する場合について準用する。<u>この場合において、第 1 項中「職員（市規則で定める職員を除く。）」とあるのは「職員」と、第 2 項中「当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限)</p> <p>第 5 条 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子（以下「未就学児」という。）のある職員（市規則で定める職員を除く。）が、市規則で定めるところにより、当該未就学児を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における勤務をさせてはならない。</u></p> <p>2 任命権者は、<u>3 歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、所定の勤務時間以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。次項において「超過勤務」という。）をさせてはならない。</u></p> <p>3 任命権者は、<u>未就学児のある職員が、市規則で定めるところにより、当該未就学児を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、市規則で定める時間数を超えて、超過勤務をさせてはならない。</u></p> <p>4 <u>第 1 項及び前項の規定は、第 13 条の 3 に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子（以下「未就学児」という。）のある職員（市規則で定める職員を除く。）」とあるのは「第 13 条の 3 に規定する要介護者のある職員」と、「未就学児を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と、前項中「未就学児の」とあるのは「第 13 条の 3 に規定する要介護者の」</u></p>

<p>(休暇)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 次条及び第 10 条から第 17 条までに規定する休暇は有給休暇とし、<u>第 18 条から第 20 条までに規定する休暇は無給休暇とする。</u></p> <p>(男性職員の育児のための休暇)</p> <p>第 12 条の 4 任命権者は、<u>男性職員の配偶者の出産の前後の市規則で定める期間において、当該男性職員が、当該出産に係る子又は当該子以外の当該男性職員の子 (市規則で定める者を含む。)</u>で小学校就学の始期に達するまでのものを養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合においては、その請求により、当該期間において 5 日以内の育児のための休暇を与える。</p> <p>(育児時間)</p> <p>第 13 条 任命権者は、生後 1 年に達しない子 (市規則で定める者を含む。) を養育する職員 (以下「育児時間付与対象職員」という。) に対しては、その請求により、1 日 2 回各々 30 分 (育児時間を取得しようとする日の勤務時間が 4 時間以下である職員 (以下「短時間勤務職員」という。) にあつては、1 日 1 回 30 分) の育児時間を与える。</p> <p>2 略</p> <p>(子の看護等の子育てのための休暇)</p> <p>第 13 条の 2 任命権者は、次のいずれかに該当するときは、<u>児童 (職員の子 (市規則で定める者を含む。)</u>で、<u>12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるもの</u>をいう。以下この条において同じ。) を養育する職員の請求により、1 年につき 5 日 (その養育する児童が 2 人以上いる場合は、10 日) 以内の子育てのための休暇を与える。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第 19 条 任命権者は、<u>職員に係る要介護者の</u></p>	<p><u>と、「未就学児を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(休暇)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 次条及び第 10 条から第 17 条までに規定する休暇は有給休暇とし、<u>第 18 条及び第 19 条に規定する休暇は無給休暇とする。</u></p> <p>(男性職員の育児のための休暇)</p> <p>第 12 条の 4 任命権者は、配偶者の出産の前後の市規則で定める期間において、当該出産に係る子又は<u>未就学児 (配偶者の子を含む。第 13 条の 2 において同じ。)</u>を養育する男性職員がこれらの子の養育をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合においては、その請求により、当該期間において 5 日以内の育児のための休暇を与える。</p> <p>(育児時間)</p> <p>第 13 条 任命権者は、生後 1 年に達しない子を養育する職員 (以下「育児時間付与対象職員」という。) に対しては、その請求により、1 日 2 回各々 30 分 (育児時間を取得しようとする日の勤務時間が 4 時間以下である職員 (以下「短時間勤務職員」という。) にあつては、1 日 1 回 30 分) の育児時間を与える。</p> <p>2 略</p> <p>(子の看護等の子育てのための休暇)</p> <p>第 13 条の 2 任命権者は、次のいずれかに該当するときは、<u>児童 (12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者</u>をいう。以下この条において同じ。) を養育する職員の請求により、1 年につき 5 日 (その養育する児童が 2 人以上いる場合は、10 日) 以内の子育てのための休暇を与える。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第 19 条 任命権者は、<u>職員が要介護者の介護</u></p>
--	--

各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で当該職員の申出に基づき任命権者が指定する期間（以下「指定期間」という。）内において、当該職員が、当該要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合においては、その請求により、介護休暇を与える。

- 2 前項の介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

（介護時間）

第20条 任命権者は、職員に係る要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者について前条第1項の規定により指定期間が設けられている場合における当該指定期間と重複する期間を除く。）内において、当該職員が、当該要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合においては、その請求により、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間の介護時間を与える。

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合においては、その請求により、介護休暇を与える。

- 2 前項の介護休暇の期間は、第13条の3に規定する者の各々が同条に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

（規則への委任）

第20条 この条例に定めるものの外、必要な事項は、市規則で定める。

< 平成 29 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 29 号	所 管	給与課	
件 名	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について					
内 容						
1 改正理由 平成 28 年度の人事院勧告にて示された扶養手当の見直し等について、国家公務員の改正内容に準じた改正を行う。						
2 主な改正内容						
(1) 扶養手当の改正						
次表のとおり、配偶者に係る手当額を父母等に係る手当額と同額まで減額するとともに、子に係る手当額の増額を行う。						
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度 以降
配 偶 者	局長級	13,000	10,000	6,500	3,500	0
	部長級	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	課長級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
子		6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父 母 等	局長級	6,500	6,500	6,500	3,500	0
	部長級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	課長級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
(2) 介護時間導入のための所要の整備						
平成 29 年 4 月 1 日より新たに導入する介護時間について、当該介護時間を取得した場合の給与を減額するための規定の整備を行う。						
(3) 初任給調整手当						
給与制度の総合的見直しの一環として、医療職給料表適用者に対して支給する初任給調整手当について、その上限額を 250,600 円から 308,000 円に改める。						
3 施行期日						
平成 29 年 4 月 1 日						

尼崎市職員の給与に関する条例

改正後	現 行
<p>(昇給)</p> <p>第9条 職員の昇給は、市規則で定める日に、同日前2年(市長が別に定める職員にあっては、市長が別に定める期間)内に実施された<u>人事評価の結果等に基づき行うものとする。</u></p> <p>2 前項の規定により職員を昇給させるかどうか及び当該職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれらに相当するものとして市規則で定めるもの)にあっては、3号給)とすることを標準として市規則で定める基準に従い、決定するものとする。</p> <p>3～6 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第12条 扶養親族のある職員(再任用職員を除く。次項、第3項及び第5項から第7項まで並びに第12条の3第1項及び第2項において同じ。)には、扶養手当を支給する。<u>ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして市規則で定めるもの(以下「8級職員」という。)に対しては、支給しない。</u></p> <p>2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(昇給)</p> <p>第9条 職員の昇給は、市規則で定める日に、同日前2年(市長が別に定める職員にあっては、市長が別に定める期間)内に実施された<u>勤務成績の評定の結果等に基づき行うものとする。</u></p> <p>2 前項の規定により職員を昇給させるかどうか及び当該職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれらに相当するもの)にあっては、3号給)とすることを標準として市規則で定める基準に従い、決定するものとする。</p> <p>3～6 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第12条 扶養親族のある職員(再任用職員を除く。次項、第3項及び第5項から第7項まで並びに第12条の3第1項及び第2項において同じ。)には、扶養手当を支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく、かつ、主としてその職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p> <p>(1) 略</p>

<p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4)~(6) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして市規則で定めるもの(以下「7級職員」という。))にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 新たに職員となった者に扶養親族(8級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、8級職員から8級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(8級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び8級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)</p> <p>(削る)</p>	<p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3)~(5) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに該当する扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については11,000円)とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)</p> <p>(3) 第2項第2号から第5号までに該当する扶養親族がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)</p>
---	--

(削る)

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（8級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、8級職員から8級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が8級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（8級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、8級職員以外の職員から8級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が8級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（8級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

(4) 第2項第2号から第5号までに該当する扶養親族がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（8級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある7級職員が7級職員及び8級職員以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で7級職員及び8級職員以外のものが7級職員となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（給与の減額）

第14条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場

7 扶養手当は、これを受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（第2項第2号から第5号までに該当する扶養親族で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該第2項第2号から第5号までに該当する扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち第2項第2号から第5号までに該当する扶養親族で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該第2項第2号から第5号までに該当する扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（給与の減額）

第14条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、任命権者の承認があった

合（尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第18条の規定により組合休暇を与えられた場合、同条例第19条第1項の規定により介護休暇を与えられた場合及び同条例第20条の規定により介護時間を与えられた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（初任給調整手当）

第21条の5 医療職給料表の適用を受ける職員には、月額308,000円を超えない範囲内において、勤続期間に応じて市規則で定める額の初任給調整手当を支給する。

2 略

別表第3

消防職給料表

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

備考 この表は、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士の階級にある職員に適用する。

別表第10

ア 行政職給料表昇格時号給対応表(1)

昇格をした日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員の等級が第5条第1項の規定により決

場合（尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第18条の規定により組合休暇を与えられた場合及び同条例第19条第1項の規定により介護休暇を与えられた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（初任給調整手当）

第21条の5 医療職給料表の適用を受ける職員には、月額250,600円を超えない範囲内において、勤続期間に応じて市規則で定める額の初任給調整手当を支給する。

2 略

別表第3

消防職給料表

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

備考 この表は、消防吏員であって市規則で定めるものに適用する。

別表第10

ア 行政職給料表昇格時号給対応表(1)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員の職務の級が第5条第1項の規定により決定される場合について適用する。

定される場合について適用する。

イ 行政職給料表昇格時号給対応表(2)

昇格をした日の前日に受けていた号給	昇格後の号給

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が4級であるものの等級が第5条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により6級に決定される場合について適用する。

ウ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格をした日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級

備考 この表は、教育職給料表(一)の適用を受ける職員の等級が第5条第1項の規定により決定される場合及び特定2級教育職員の等級が同条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により4級に決定される場合について適用する。

エ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格をした日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級

備考 この表は、教育職給料表(二)の適用を受ける職員の等級が第5条第1項の規定により決定される場合について適用する。

オ 消防職給料表昇格時号給対応表(1)

昇格をした日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級

備考 この表は、消防職給料表の適用を受ける職員の等級が第5条第1項の規定により決

イ 行政職給料表昇格時号給対応表(2)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものの職務の級が第5条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により6級に決定される場合について適用する。

ウ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級

備考 この表は、教育職給料表(一)の適用を受ける職員の職務の級が第5条第1項の規定により決定される場合及び特定2級教育職員の職務の級が同条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により4級に決定される場合について適用する。

エ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級

備考 この表は、教育職給料表(二)の適用を受ける職員の職務の級が第5条第1項の規定により決定される場合について適用する。

オ 消防職給料表昇格時号給対応表(1)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級

備考 この表は、消防職給料表の適用を受ける職員の職務の級が第5条第1項の規定によ

定される場合について適用する。

カ 消防職給料表昇格時号給対応表(2)

昇格をした日の前日に受けていた号給	昇格後の号給

備考 この表は、消防職給料表の適用を受ける職員でその等級が4級であるものの等級が第5条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により6級に決定される場合について適用する。

キ 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格をした日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級

備考 この表は、医療職給料表の適用を受ける職員の等級が第5条第1項の規定により決定される場合について適用する。

り決定される場合について適用する。

カ 消防職給料表昇格時号給対応表(2)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給

備考 この表は、消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものの職務の級が第5条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により6級に決定される場合について適用する。

キ 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級

備考 この表は、医療職給料表の適用を受ける職員の職務の級が第5条第1項の規定により決定される場合について適用する。

<平成29年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第30号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）の施行に伴い、人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る改正内容に準じて所要の整備を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 育児休業等の対象となる子の範囲の見直しに伴う所要の整備</p> <p>育児休業等の対象となる子について、法で規定されている者に準じて条例で定める者として、養子縁組里親として委託することが適当と認められるにもかかわらず、実親等が反対したことにより養子縁組里親としてではなく養育里親として職員にその養育が委託されている子を加える。</p> <p>また、育児休業等を再度取得することができる特別の事情として、当初の育児休業等に係る子以外の子を対象とする新たな育児休業等が承認されたことにより当初の育児休業が効力を失った後に、新たな育児休業等に係る子についての特別養子縁組の申立てが成立しなかった場合又は養子縁組が成立することなく里親委託が解除された場合を加える。</p> <p>(2) 介護時間の導入に伴う所要の整備</p> <p>部分休業の取得可能時間（通常は1日を通じて2時間）について、介護時間を与えられている職員に関しては、2時間から介護時間を減じて得た時間とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成29年4月1日</p>					

尼崎市職員の育児休業等に関する条例

改正後	現 行
<p>(法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p><u>第2条の2 法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により、同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(その養育する児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童の養育を受託することができない職員に限る。)にその養育が委託されている当該児童とする。</u></p> <p>(法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の3 略</u></p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次のいずれかに該当することとなったこと。</p> <p><u>ア 死亡した場合</u></p> <p><u>イ 養子縁組等により当該職員と別居することとなった場合</u></p> <p>(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条の承認に係る子が次のいずれかに該当することとなったこと。</p> <p><u>ア 前号ア又はイに掲げる場合</u></p> <p><u>イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童</u></p>	<p>(法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の2 略</u></p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業若しくは出産に係る子が<u>死亡し、又は養子縁組等により当該職員と別居すること</u>となったこと。</p> <p>(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条の承認に係る子が<u>死亡し、又は養子縁組等により当該職員と別居すること</u>となったこと。</p>

福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合

(3)~(6) 略

(育児短時間勤務終了後 1 年以内に再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第 10 条 法第 10 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

- (1) 育児短時間勤務職員(法第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員をいう。以下同じ。)が産前の休業を始め、又は出産したことによりその育児短時間勤務(法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第 3 条第 1 号ア又はイのいずれかに該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務職員が第 12 条第 1 号に該当したことによりその育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号の承認に係る子が第 3 条第 2 号ア又はイのいずれかに該当することとなったこと。

(3)~(7) 略

(部分休業の承認等)

第 16 条 部分休業(法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 2 時間(勤務条件条例第 13 条の規定による育児時間を与えられている職員及び勤務条件条例第 20 条の規定により介護時間を与えられている職員については、2 時間からその与えられている育児時間又は介護時間の時間(育児時間及び介護時間を与えられている場合は、これらの時間の合計時間(当該合計時間が 2 時間を超えるときは、2 時間))を減じて得た時間)を超えない範囲内で、30 分を単位として行うものとする。

2・3 略

(3)~(6) 略

(育児短時間勤務終了後 1 年以内に再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第 10 条 法第 10 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

- (1) 育児短時間勤務職員(法第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員をいう。以下同じ。)が産前の休業を始め、又は出産したことによりその育児短時間勤務(法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)の承認が効力を失った後、当該産前の休業若しくは出産に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該育児短時間勤務職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務職員が第 12 条第 1 号に該当したことによりその育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号の承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該育児短時間勤務職員と別居することとなったこと。

(3)~(7) 略

(部分休業の承認等)

第 16 条 部分休業(法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 2 時間(勤務条件条例第 13 条の規定により育児時間を与えられている職員については、2 時間から当該育児時間を減じて得た時間)を超えない範囲内で、30 分を単位として行うものとする。

2・3 略

< 平成 29 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 31 号	所 管	税務管理課
件 名	尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第86号)の施行等に伴い、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について、適用期限を平成31年6月30日から平成33年12月31日まで2年半延長する。 【条例附則第22項】</p> <p>(2) 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)(三輪以上の新車で、排出ガス性能及び燃費性能に優れ、環境負荷の小さいものに係る税額の軽減措置)の適用対象取得期間を1年間延長し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。(現行の適用対象取得期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日まで。) 【条例附則第36項から第38項】</p> <p>(3) 法人の市民税の法人税割に係る税率を8.4%(現行12.1%)とする時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に2年半延期する。</p> <p>(4) 中小法人に対する法人の市民税の不均一課税について、適用要件に該当した場合に法人税割額から控除する額を、当該法人税割額に8.4分の2.4(現行12.1分の2.4)を乗じて計算した額とする時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に2年半延期する。 【(3)及び(4) 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年尼崎市条例第48号)付則第1項第2号】</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日。 ただし2(2)は平成29年4月1日とする。</p>					

尼崎市市税条例（第1条関係）

改正後			現 行																		
<p>附 則 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 18～21 略 22 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、附則第18項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより計算した金額を、当該納税義務者の第22条第2項及び第3項並びに第25条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>（軽自動車税の税率の特例） 35 3輪以上の軽自動車（法附則第30条第1項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。）に対する当該特定軽自動車は初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から附則第38項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第2号イ</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ウ</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> </table>			第2号イ	3,900円	4,600円	第2号ウ	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	<p>附 則 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 18～21 略 22 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、附則第18項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより計算した金額を、当該納税義務者の第22条第2項及び第3項並びに第25条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>（軽自動車税の税率の特例） 35 3輪以上の軽自動車（法附則第30条第1項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。）に対する当該特定軽自動車は初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から附則第38項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第62条 第2号イ</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第62条 第2号ウ</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> </table>			第62条 第2号イ	3,900円	4,600円	第62条 第2号ウ	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円
第2号イ	3,900円	4,600円																			
第2号ウ	6,900円	8,200円																			
	10,800円	12,900円																			
第62条 第2号イ	3,900円	4,600円																			
第62条 第2号ウ	6,900円	8,200円																			
	10,800円	12,900円																			

	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

36 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間(次項及び附則第38項において「軽課対象期間」という。)に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車(法附則第30条第3項各号に掲げるもの)に対する平成29年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	1,000円
第2号ウ	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

37 軽課対象期間に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)で法附則第30条第4項各号に掲げるものに対する平成29年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	2,000円
第2号ウ	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

38 軽課対象期間に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)で法附則第30条第5項各号に掲げるものに対する平成29年度分の軽

	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

36 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間(次項及び附則第38項において「軽課対象期間」という。)に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車(法附則第30条第3項各号に掲げるもの)に対する平成28年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条 第2号イ	3,900円	1,000円
第62条 第2号ウ	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

37 軽課対象期間に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)で法附則第30条第4項各号に掲げるものに対する平成28年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条 第2号イ	3,900円	2,000円
第62条 第2号ウ	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

38 軽課対象期間に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)で法附則第30条第5項各号に掲げるものに対する平成28年度分の軽

自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

_____	3,900円	3,000円
第2号イ		
_____	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円
第2号ウ		

自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条	3,900円	3,000円
第2号イ		
第62条	6,900円	5,200円
第2号ウ	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年尼崎市条例第48号）（第2条関係）

改正後	現 行
<p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2条の規定（前号及び次号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第5項の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(3) 略</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>2～4 略</p> <p>5 平成29年改正後条例第33条の7第2項及び第33条の7の2第1項の規定は、<u>平成31年10月1日</u>以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>6～8 略</p>	<p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2条の規定（前号及び次号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第5項の規定 <u>平成29年4月1日</u></p> <p>(3) 略</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>2～4 略</p> <p>5 平成29年改正後条例第33条の7第2項及び第33条の7の2第1項の規定は、<u>平成29年4月1日</u>以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>6～8 略</p>

< 平成 29 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 32 号	所 管	学務課
件 名	尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>市立幼稚園における子育て支援のさらなる充実を目的に、現行、教育課程に係る教育時間終了後の時間帯のみ実施している一時預かり保育を、平成 30 年度以降長期休業日へ拡充するため、所要の整備を行う。</p> <p>なお、平成 29 年度においては平成 30 年度以降の本格実施に向けて保護者ニーズ等を調査する目的で、夏季休業日中に試行実施する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 長期休業日への拡充について (第 5 条第 2 項)</p> <p>預かり保育の実施を長期休業日へ拡充するため、所要の整備を行う。</p> <p>(2) 長期休業日に実施する預かり保育料の設定について (第 8 条第 2 項)</p> <p>長期休業日に実施する預かり保育については、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの 8 時間実施で、1 日あたり 800 円とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(入園等の資格)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 一時預かり保育(幼稚園において、<u>教育課程に係る教育が行われる日(以下「通常教育実施日」という。)</u>における当該教育に係る教育時間(以下「教育時間」という。)が終了した時以後の時間帯で教育委員会が別に定めるもの<u>及び通常教育実施日以外の日(休園日を除く。以下同じ。)</u>における教育委員会が別に定める時間帯において行われる保育をいう。以下同じ。)を受けることができる者は、次条第2項に規定する園児で教育委員会規則で定める要件を備えているものとする。</p> <p>(保育料)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 入園許可者のうちその監護する園児に一時預かり保育を受けさせるものは、前項の保育料のほか、1日につき、<u>通常教育実施日にあつては400円(教育時間内において昼食の時間が設けられる日にあつては、200円)</u>、<u>通常教育実施日以外の日にあつては800円</u>の保育料を、教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(入園等の資格)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 一時預かり保育(幼稚園における1日における<u>教育課程に係る教育時間(以下「教育時間」という。)</u>が終了した時以後の時間帯で教育委員会が別に定めるものにおいて行われる保育をいう。以下同じ。)を受けることができる者は、次条第2項に規定する園児で教育委員会規則で定める要件を備えているものとする。</p> <p>(保育料)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 入園許可者のうちその監護する園児に一時預かり保育を受けさせるものは、前項の保育料のほか、1日につき400円(教育時間内において昼食の時間が設けられる日にあつては、200円)の保育料を、教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。</p> <p>3～5 略</p>

< 平成 29 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 33 号	所 管	介護保険事業担当						
件 名	尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について										
内 容											
<p>1 改正理由</p> <p>本市の介護認定審査会において、近年における審査及び判定件数の増加から委員の定数を増員するとともに、介護保険法施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第425号)の施行に伴い委員の任期を定める。また、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、新たなサービスとして開始する「第1号訪問事業」「第1号通所事業」について、事業所の指定申請等に係る申請手数料の徴収について規定する。併せて、平成27年4月より公費を投入して低所得者(第1段階)の保険料を軽減強化を実施しているが、今般、国において平成29年度の継続実施が決定されたため、規定を整備する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 介護認定審査会の委員について</p> <p>ア 定数の変更 180人 200人</p> <p>イ 任期の規定 3年と定める。</p> <p>(2) 第1号事業の指定における手数料の徴収</p> <p>・手数料金額</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規指定申請</th> <th>指定更新申請</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号事業</td> <td>14,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 平成29年度の介護保険料の軽減</p> <p>公費を投入して低所得者(第1段階)の保険料の軽減を強化する。</p> <p>第1段階 保険料 年額35,532円 31,979円 (月額2,961円 2,665円)</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日。</p> <p>ただし、2(1)については平成29年4月1日、2(2)については公布の日の翌日。</p>							新規指定申請	指定更新申請	第1号事業	14,000円	7,000円
	新規指定申請	指定更新申請									
第1号事業	14,000円	7,000円									

尼崎市介護保険条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)</u>における用語の意義による。</p> <p>(介護認定審査会の委員の定数)</p> <p>第3条 法第14条の規定により設置する尼崎市介護認定審査会の委員の定数は、180人以内とする。</p> <p>(地域支援事業の実施)</p> <p>第4条 本市は、<u>介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号</u>に掲げる事業のほか、同条第3項各号に掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(14) 略</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(介護認定審査会の委員の定数)</p> <p>第2条 <u>介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)</u>第14条の規定により設置する尼崎市介護認定審査会の委員の定数は、180人以内とする。</p> <p>(地域支援事業の実施)</p> <p>第3条 本市は、<u>介護予防・日常生活支援総合事業(法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。)</u>及び同条第2項各号に掲げる事業のほか、同条第3項各号に掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(<u>法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)</u>)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(14) 略</p>

(普通徴収に係る納期)

第6条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 6月1日から同月30日まで
- 第2期 7月1日から同月31日まで
- 第3期 8月1日から同月31日まで
- 第4期 9月1日から同月30日まで
- 第5期 10月1日から同月31日まで
- 第6期 11月1日から同月30日まで
- 第7期 12月1日から翌年1月4日まで
- 第8期 1月4日から同月31日まで
- 第9期 2月1日から同月末日まで
- 第10期 3月1日から同月31日まで

(第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定)

第7条 略

2 前項の規定により保険料額を算定する場合における第5条の規定の適用については、同条中「当該年度分の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の資格を取得した日」とする。

3 略

4 保険料の賦課期日(同日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項(第2号を除く。)において「賦課期日」という。)後に令第39条第1項第1号イに掲げる者(賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者で同号イ(2)に該当するものに限る。)又は同号ロ若しくは二、同項第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ若しくは第5条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに掲げる者(以下これらの者を「被保護者等」と

(普通徴収に係る納期)

第5条 普通徴収(法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 6月1日から同月30日まで
- 第2期 7月1日から同月31日まで
- 第3期 8月1日から同月31日まで
- 第4期 9月1日から同月30日まで
- 第5期 10月1日から同月31日まで
- 第6期 11月1日から同月30日まで
- 第7期 12月1日から翌年1月4日まで
- 第8期 1月4日から同月31日まで
- 第9期 2月1日から同月末日まで
- 第10期 3月1日から同月31日まで

(第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定)

第6条 略

2 前項の規定により保険料額を算定する場合における第4条の規定の適用については、同条中「当該年度分の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の資格を取得した日」とする。

3 略

4 保険料の賦課期日(同日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項(第2号を除く。)において「賦課期日」という。)後に令第39条第1項第1号イに掲げる者(賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者で同号イ(2)に該当するものに限る。)又は同号ロ若しくは二、同項第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ若しくは第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに掲げる者(以下これらの者を「被保護者等」と

<p>いう。)に該当することとなった第1号被保険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 異動日を賦課期日とみなして第5条の規定を適用した場合における保険料率について、当該異動日の属する月からの月割りにより算定した額</p> <p>5 略</p> <p>(保険料額の決定通知)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(保険料の減免等)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(督促)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(督促手数料)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(延滞金)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(<u>指定居宅サービス事業者</u>の指定申請手数料等)</p> <p><u>第13条</u> 法第70条第1項の規定による<u>指定居宅サービス事業者</u>の指定を受けようとする者、法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第79条第1項の規定による<u>指定居宅介護支援事業者</u>の指定を受けようとする者、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の2第1項の規定による<u>指定介護予防サービス事業者</u>の指定を受</p>	<p>いう。)に該当することとなった第1号被保険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 異動日を賦課期日とみなして第4条の規定を適用した場合における保険料率について、当該異動日の属する月からの月割りにより算定した額</p> <p>5 略</p> <p>(保険料額の決定通知)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(保険料の減免等)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(督促)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(督促手数料)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(延滞金)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(<u>居宅サービス事業者</u>の指定申請手数料等)</p> <p><u>第12条</u> 法第70条第1項の規定による<u>居宅サービス事業者</u>の指定を受けようとする者、法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第79条第1項の規定による<u>居宅介護支援事業者</u>の指定を受けようとする者、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の2第1項の規定による<u>介護予防サービス事業者</u>の指定を受けようとする者又は法第115条の11において準用する法第70条の2</p>
--	--

けようとする者又は法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。

(指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料等)

第14条 法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者、法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(指定介護老人福祉施設の指定申請手数料等)

第15条 法第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者、法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者又は同条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第136条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うも

第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。

(地域密着型サービス事業者の指定申請手数料等)

第13条 法第78条の2第1項の規定による地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者、法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の12第1項の規定による地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(介護老人福祉施設の指定申請手数料等)

第14条 法第86条第1項の規定による介護老人福祉施設の指定を受けようとする者、法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者、同条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第136条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。)を受けよう

のに限る。)を受けようとする者は、これらの指定若しくは許可又は更新の申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(指定事業者の指定申請手数料等)

第16条 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、指定事業者の指定又はその更新の申請の際、別表第4に定める手数料を納付しなければならない。

(手数料の減免等)

第17条 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、第13条から前条までの手数料を減免することができる。

2 略

(罰則)

第18条 略

第19条 略

第20条 略

第21条 略

第22条 第18条から前条までの規定により科する過料の額は、あらかじめ、その過料を科す者の弁明を聴き、情状により、市長が定める。ただし、その者が正当な理由なくし

とする者又は健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第107条の2第4項において準用する旧法第107条第1項の規定による介護療養型医療施設の指定の更新を受けようとする者は、これらの指定若しくは許可又は更新の申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(手数料の減免等)

第15条 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、第12条から前条までの手数料を減免することができる。

2 略

(罰則)

第16条 略

第17条 略

第18条 略

第19条 略

第20条 第16条から前条までの規定により科する過料の額は、あらかじめ、その過料を科す者の弁明を聴き、情状により、市長が定める。ただし、その者が正当な理由なくし

て弁明をしない場合においては、この限りでない。

- 2 第18条から前条までの規定による過料を徴収する場合において発する納入通知書により指定する納付の期限は、その納入通知書が発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

(介護給付費準備基金)

第23条 略

(委任)

第24条 略

付 則

(介護予防・日常生活支援総合事業の実施の延期)

- 3 本市における介護予防・日常生活支援総合事業については、その円滑な実施を図るため介護予防及び日常生活の支援に係る体制の整備が必要であることから、法第115条の45第1項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は、実施しない。この場合において、第4条中「介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第115条の45第1項第1号及び第2号並びに法第115条の45第2項各号」と読み替えるものとする。

て弁明をしない場合においては、この限りでない。

- 2 第16条から前条までの規定による過料を徴収する場合において発する納入通知書により指定する納付の期限は、その納入通知書が発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

(介護給付費準備基金)

第21条 略

(委任)

第22条 略

付 則

(介護予防・日常生活支援総合事業の実施の延期)

- 3 本市における介護予防・日常生活支援総合事業については、その円滑な実施を図るため法第8条の2第2項に規定する介護予防及び日常生活の支援に係る体制の整備が必要であることから、法第115条の45第1項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は、実施しない。この場合において、第3条中「介護予防・日常生活支援総合事業(法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。)及び同条第2項各号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第115条の45第1項第1号及び第2号並びに法第115条の45第2項各号」と読み替えるものとする。

4～14 略

(平成27年度から平成29年度までにおける保険料率の特例)

15 第5条第1号に該当する第1号被保険者の平成27年度から平成29年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,979円とする。

(延滞金の割合の特例)

16 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)とする。

別表第1

種別	手数料
1 指定居宅サービス事業者の指定申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 20,000円
2 指定居宅サービス事業者の指定更新申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 10,000円
3 指定居宅介護支援事業者の指定	1件につき 20,000円

4～14 略

(平成27年度及び平成28年度における保険料率の特例)

15 第4条第1号に該当する第1号被保険者の平成27年度及び平成28年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,979円とする。

(延滞金の割合の特例)

16 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)とする。

別表第1

種別	手数料
1 居宅サービス事業者の指定申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 20,000円
2 居宅サービス事業者の指定更新申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 10,000円
3 居宅介護支援事業者の指定申請	1件につき 20,000円

申請手数料	
4 指定居宅介護支援事業者の指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
5 指定介護予防サービス事業者の指定申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
6 指定介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

削る

別表第2

種別	手数料
1 指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 20,000円 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、30,000円)
2 指定地域密着型サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 10,000円 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、15,000円)
3 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
4 指定地域密着	地域密着型介護予

手数料	
4 居宅介護支援事業者の指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
5 介護予防サービス事業者の指定申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
6 介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

備考 「居宅サービス」又は「介護予防サービス」とは、それぞれ法第8条第1項又は第8条の2第1項に規定する居宅サービス又は介護予防サービスをいう。

別表第2

種別	手数料
1 地域密着型サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 20,000円 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、30,000円)
2 地域密着型サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 10,000円 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、15,000円)
3 地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
4 地域密着型介	地域密着型介護予

<u>型介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料</u>	防サービスの種類 1件につき 7,000円	<u>介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料</u>	防サービスの種類 1件につき 7,000円
削る		備考 「地域密着型サービス」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」又は「地域密着型介護予防サービス」とは、それぞれ法第8条第14項若しくは第22項又は法第8条の2第12項に規定する地域密着型サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は地域密着型介護予防サービスをいう。	
別表第3		別表第3	
種別 1 <u>指定介護老人福祉施設の指定申請手数料</u>	手数料 1件につき 30,000円	種別 1 <u>介護老人福祉施設の指定申請手数料</u>	手数料 1件につき 30,000円
2 <u>指定介護老人福祉施設の指定更新申請手数料</u>	1件につき 15,000円	2 <u>介護老人福祉施設の指定更新申請手数料</u>	1件につき 15,000円
3 <u>介護老人保健施設の開設許可申請手数料</u>	1件につき 63,000円	3 <u>介護老人保健施設の開設許可申請手数料</u>	1件につき 63,000円
4 <u>介護老人保健施設の開設許可更新申請手数料</u>	1件につき 15,000円	4 <u>介護老人保健施設の開設許可更新申請手数料</u>	1件につき 15,000円
5 <u>介護老人保健施設の変更許可申請手数料</u>	1件につき 33,000円	5 <u>介護老人保健施設の変更許可申請手数料</u>	1件につき 33,000円
削る	削る	6 <u>介護療養型医療施設の指定更新申請手数料</u>	1件につき 15,000円

別表第4

種別	手数料
1 指定事業者の指定申請手数料	第1号事業の種類 1件につき 14,000円
2 指定事業者の指定更新申請手数料	第1号事業の種類 1件につき 7,000円

尼崎市介護保険条例（第2条関係）

改正後	現 行（第1条改正後）
<p><u>（尼崎市介護認定審査会の委員の定数等）</u> 第3条 法第14条の規定により設置する尼崎市介護認定審査会（以下「<u>認定審査会</u>」という。）の委員の定数は、<u>200人以内とする。</u> <u>2 認定審査会の委員の任期は、3年とする。</u></p>	<p><u>（介護認定審査会の委員の定数）</u> 第3条 法第14条の規定により設置する尼崎市介護認定審査会の委員の定数は、<u>180人以内とする。</u></p>

< 平成 29 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 34 号	所 管	福祉医療課
件 名	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>兵庫県福祉医療費助成事業の見直しに伴い、老人医療費助成事業を廃止し、高齢期移行助成事業を創設するため、所要の改正を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 「老人」を「高齢期移行者」に改める。</p> <p>(2) 所得を有しない者以外の者については、要件に、「要介護 2 以上（要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第 1 条第 1 項第 2 号から第 5 号）の認定を受けていること」を加える。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 29 年 7 月 1 日</p>					

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例

改正後	現 行
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>高齢期移行者</u>、乳児、幼児、児童、生徒、身体障害者等及び母子家庭の母等に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>高齢期移行者</u> 65歳に達する日の翌日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日までの間にある者をいう。</p> <p>(2)~(13) 略</p> <p>(受給資格)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、本市に居住する者で次の各号に掲げるもののうち、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。</p> <p>(1) <u>高齢期移行者</u>であって、次に掲げる要件を備えるもの</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>所得を有しない者以外の者</u>にあつては、<u>要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第2号から第5号までに掲げる要介護状態区分(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分をいう。)</u>のいずれかに該当する旨の<u>要介護認定(同法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。)</u>を</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>老人</u>、乳児、幼児、児童、生徒、身体障害者等及び母子家庭の母等に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>老人</u> 65歳に達する日の翌日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日までの間にある者をいう。</p> <p>(2)~(13) 略</p> <p>(受給資格)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、本市に居住する者で次の各号に掲げるもののうち、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。</p> <p>(1) <u>老人</u>であつて、次に掲げる要件を備えるもの</p> <p>ア・イ 略</p>

<p style="text-align: center;"><u>受けていること。</u></p> <p>(2)~(5) 略</p> <p>2 市長は、前項第1号に該当しない<u>高齢期移行</u>者、同項第3号に該当しない幼児等、同項第4号に該当しない身体障害者等又は同項第5号に該当しない母子家庭の母等について、失業等による収入の著しい減少その他の規則で定める特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、この条例による医療費の助成を受けることができる者としてすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>高齢期移行</u>者（身体障害者等である者及び母子家庭の母等である者を除く。）のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となる資格を有する者は、この条例による医療費の助成を受けることができない。</p> <p>（助成額）</p> <p>第4条 市長は、受給資格（前条第1項又は第2項の規定により医療費の助成を受けることができる資格をいう。以下同じ。）を有する者が疾病（精神障害者にあつては、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について療養の給付等を受けたときは、次の各号に掲げる受給資格を有する者の区分に応じ、当該各号に定める額を助成する。</p> <p>(1) <u>高齢期移行</u>者 被保険者等負担額から次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を控除した額</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ 略</p> <p>(2)~(6) 略</p> <p>2~4 略</p> <p>5 市長は、同一の月において、第1項の規定により同項第1号の規定を適用して決定された額を助成したならば<u>高齢期移行</u>者及びその属する世帯に属する当該<u>高齢期移行</u>者以外の高齢期移行者が負担することとなる額の合計</p>	<p>(2)~(5) 略</p> <p>2 市長は、前項第1号に該当しない<u>老人</u>、同項第3号に該当しない幼児等、同項第4号に該当しない身体障害者等又は同項第5号に該当しない母子家庭の母等について、失業等による収入の著しい減少その他の規則で定める特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、この条例による医療費の助成を受けることができる者としてすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>老人</u>（身体障害者等である者及び母子家庭の母等である者を除く。）のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となる資格を有する者は、この条例による医療費の助成を受けることができない。</p> <p>（助成額）</p> <p>第4条 市長は、受給資格（前条第1項又は第2項の規定により医療費の助成を受けることができる資格をいう。以下同じ。）を有する者が疾病（精神障害者にあつては、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について療養の給付等を受けたときは、次の各号に掲げる受給資格を有する者の区分に応じ、当該各号に定める額を助成する。</p> <p>(1) <u>老人</u> 被保険者等負担額から次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を控除した額</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ 略</p> <p>(2)~(6) 略</p> <p>2~4 略</p> <p>5 市長は、同一の月において、第1項の規定により同項第1号の規定を適用して決定された額を助成したならば<u>老人</u>及びその属する世帯に属する当該<u>老人</u>以外の<u>老人</u>が負担することとなる額の合計額が35,400円（これ</p>
---	---

<p>額が35,400円(これらの<u>高齢期移行者</u>が所得を有しない者に該当する場合は、15,000円)を超えるときは、同項の規定による助成とは別に、その超える額の範囲内で別に定める額をこれらの<u>高齢期移行者</u>に助成することができる。</p> <p>6 市長は、受給資格を有する<u>高齢期移行者</u>、児童、生徒、身体障害者等又は母子家庭の母等について、失業等による収入の著しい減少その他の規則で定める特別の理由があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、被保険者等負担額を助成することができる。</p>	<p>らの<u>老人</u>が所得を有しない者に該当する場合は、15,000円)を超えるときは、同項の規定による助成とは別に、その超える額の範囲内で別に定める額をこれらの<u>老人</u>に助成することができる。</p> <p>6 市長は、受給資格を有する<u>老人</u>、児童、生徒、身体障害者等又は母子家庭の母等について、失業等による収入の著しい減少その他の規則で定める特別の理由があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、被保険者等負担額を助成することができる。</p>
---	---

< 平成 2 9 年 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 3 5 号	所 管	障害福祉政策担当
件 名	尼崎市障害者介護給付費等審査会条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第426号)の施行に伴い、障害支援区分の審査等を行う市町村審査会の委員の任期を条例で定めるため、尼崎市障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数を定める条例の全部を改正する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 題名の改正 尼崎市障害者介護給付費等審査会条例に題名を改める。</p> <p>(2) 委員の任期(第3条) 3年と定める。</p> <p>(3) その他所要の規定整備</p> <p>3 施行期日 平成29年4月1日</p>					

尼崎市障害者介護給付費等審査会条例

改正後	現 行
<p>尼崎市障害者介護給付費等審査会条例</p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）に定めるもののほか、同法第15条の規定により設置される尼崎市障害者介護給付費等審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 審査会は、委員40人以内で組織する。</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、3年とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>尼崎市障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数を定める条例</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条の規定により設置される尼崎市障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数は、40人以内とする。</p>

<平成29年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第36号	所 管	国保年金管理担当
件 名	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>国において、中間所得層の負担軽減を図るため、国民健康保険法施行令が改正され、基礎賦課限度額が52万円から54万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額が17万円から19万円に見直されている。本市の国民健康保険料においても同様の見直しを行うため、国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、規定の整備を行う。また、税制改正等に伴う所要の整備を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 国民健康保険料賦課限度額の見直し</p> <p>基礎賦課限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を17万円から19万円に見直す。</p> <p>【条例第15条の3、第15条の3の10及び第19条の2第1項、第3項及び第4項】</p> <p>(2) 税制改正に伴う改正</p> <p>ア 所得割額の算定等に係る所得について、税制改正により創設された「特例適用利子等」及び「特例適用配当等」を加える。</p> <p>【条例第12条第1項及び19条の2第1項】</p> <p>イ 税制改正に伴い、所得割額の算定等に係る所得のうち、「株式等に係る譲渡所得等」を一般株式等に係るものと上場株式等に係るものに区分する。</p> <p>【条例第12条第1項及び19条の2第1項】</p> <p>(3) その他所要の整備を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成29年4月1日。</p> <p>ただし、2(2)については公布の日。</p>					

尼崎市国民健康保険条例

改正後	現 行
<p>(被保険者としない者)</p> <p>第1条の3 次に掲げる者は、本市が行う国民健康保険の被保険者としない。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条に規定する乳児院に入院し、若しくは同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条に規定する障害児入所施設、同法第43条の2に規定する<u>児童心理治療施設</u>若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所している児童又は同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童で、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないもの</p> <p>(2) 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第12条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)</u>、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定</p>	<p>(被保険者としない者)</p> <p>第1条の3 次に掲げる者は、本市が行う国民健康保険の被保険者としない。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条に規定する乳児院に入院し、若しくは同法第41条に規定する児童養護施設、同法第42条に規定する障害児入所施設、同法第43条の2に規定する<u>情緒障害児短期治療施設</u>若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所している児童又は同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている児童で、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないもの</p> <p>(2) 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第12条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から</u></p>

の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下

控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

<p>「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の3 第11条又は第14条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の基礎賦課額との合計額。第18条及び第19条の2第1項において同じ。)は、<u>540,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の3の10 第15条の3の3又は第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の3の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額。第18条及び第19条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。)は、<u>190,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額賦課等)</p> <p>第19条の2 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(その額が<u>540,000円</u>を超える場合は、<u>540,000円</u>)とする。</p>	<p>2 略</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の3 第11条又は第14条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の基礎賦課額との合計額。第18条及び第19条の2第1項において同じ。)は、<u>520,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の3の10 第15条の3の3又は第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の3の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額。第18条及び第19条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。)は、<u>170,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額賦課等)</p> <p>第19条の2 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(その額が<u>520,000円</u>を超える場合は、<u>520,000円</u>)とする。</p>
---	--

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日（当該賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日（当該賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。

<p>場合には、その適用後の金額)、<u>外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)</u>の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額とを合算した額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6」と、「<u>540,000円</u>」とあるのは「<u>190,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の5」と、「<u>54</u></p>	<p>以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額とを合算した額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6」と、「<u>520,000円</u>」とあるのは「<u>170,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の5」と、「<u>52</u></p>
--	--

<p><u>0,000円</u>」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>0,000円</u>」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。</p>
--	--

< 平成 2 9 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 3 7 号	所 管	農政課
件 名	尼崎市農業委員会の委員の定数を定める条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)が制定され、農業委員会等に関する法律が改正された。</p> <p>この改正により、農業委員会委員の選出方法が、選挙制と市長の選任制の併用から、市議会の同意を要件とする市長の任命制へと変更されるとともに、委員の定数については条例で定めるとされたため、条例を制定する。</p>				
2	<p>制定内容</p> <p>尼崎市農業委員会の委員の定数を14人とする。</p> <p>併せて、「尼崎市農業委員会の選挙による委員の定数条例」は廃止する。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

< 平成 29 年 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 38 号	所 管	建築指導課、住宅・住まいづくり支援課
件 名	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令(平成28年国土交通省令第80号)の制定等に伴い、規定の整備を行う。				
2	主な改正内容 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る改正内容 ア 2,000平方メートル以上の非住宅建築物の新築時等に建築物エネルギー消費性能適合性判定が義務化されるため、次の申請に係る手数料を評価手法及び区分ごとの床面積に応じて定める。 (ア) 省エネ判定の申請 264,000～1,187,000円/件 (イ) 計画変更の申請 93,000～1,187,000円/件 (ウ) 軽微変更該当証明書の交付申請 93,000～1,187,000円/件 (エ) 完了検査の申請 85,000～296,000円/件 イ 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定において、軽微変更該当証明書の制度が創設されたことから、次の申請に係る手数料を用途、評価手法及び区分ごとの床面積の合計に応じて定める。 ・ 軽微変更該当証明書の交付申請 12,000～1,923,000円/件 (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律に係る改正内容 低炭素建築物新築等計画の認定において、軽微変更該当証明書の制度が創設されるとともに、国が省エネ判定等にあわせて用途、評価手法及び区分ごとの床面積等を見直したことから、次の申請に係る手数料を用途、評価手法及び区分ごとの床面積の合計に応じて定める。 ア 新築等計画の認定の申請 7,000～1,958,000円/件 イ 計画変更の申請 7,000～1,958,000円/件 ウ 軽微変更該当証明書の交付申請 12,000～1,958,000円/件 (3) 国、地方公共団体等から徴収する手数料に係る改正内容 省エネ判定等について、国、地方公共団体等から手数料を徴収するようになること等に伴い、これらに適合したものに代わる書面となる建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定、低炭素建築物新築等計画の認定等についても手数料を徴収するよう改正する。				
3	施行期日 平成29年4月1日				

尼崎市建築物等関係事務手数料条例

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物に関する完了の検査(第7号又は第7号の2のいずれかに該当するものを除く。)次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>(7) 建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく特定工程に係る建築物に関する完了の検査(次号に該当するものを除く。)次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>(7)の2 <u>建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号、第71号の2及び第71号の3において「省エネ判定」という。))を受けた部分を含むものに限る。)に関する完了の検査</u> 第4号又は前号に定める額に、<u>省エネ判定を受けた建築物の部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからオまでに定める額を加算して得た額</u></p> <p>ア 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 85,000円</p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物に関する完了の検査(第7号に該当するものを除く。)次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>(7) 建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく特定工程に係る建築物に関する完了の検査 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額</p> <p>ア～ケ 略</p>

<p><u>イ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 134,000円</u></p> <p><u>ウ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 169,000円</u></p> <p><u>エ 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 211,000円</u></p> <p><u>オ 50,000平方メートル以上のもの 1件 296,000円</u></p>	
<p>(8)～(39)の2 略</p>	<p>(8)～(39)の2 略</p>
<p>(39)の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査 1件 第1号に定める額に相当する額（当該申出のあった特定建築物の建築等の計画に、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、第1号に定める額に相当する額に加えて得た額）</p>	<p>(39)の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査 1件 第1号に定める額に相当する額（当該申出と併せて行う申請に係る特定建築物の建築等の計画に、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、第1号に定める額に相当する額に加えて得た額）</p>
<p>(39)の4～(58) 略</p>	<p>(39)の4～(58) 略</p>
<p>(59) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（ア、次号ア、第59号の3、第60号、第62号ア及び第63号において「計画」という。）の認定の申請（アからウまで及び次号から第59号の4までにおいて「認定申請」という。）に対する審査（一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国</p>	<p>(59) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（ア、次号から第60号まで、第62号ア及び第63号において「計画」という。）の認定の申請に対する審査（一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。）又は共同住宅等（同</p>

<p>土交通省令第3号)第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。)又は共同住宅等(同条第2号に規定する共同住宅等をいう。次号において同じ。)でその住宅(長期優良住宅法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この号、第59号の2アからウまで、第59号の3、第59号の4ア及びイ並びに第60号において同じ。)の戸数が1であるもの(次号において「単一共同住宅等」という。)(第59号の3、第61号、第61号の5及び第62号アにおいて「一戸建ての住宅等」という。)の新築に係るものに限る。)次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が、計画が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを確認した旨を証する書面(ウ、次号ア及びウ、第59号の3ア及びイ、第59号の4ア及びイ並びに第61号において「適合証」という。)の写し^ウが添付されている場合 当該認定申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(ア)～(ケ) 略</p> <p>イ 申請書に設計住宅性能評価書(住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下同じ。)の写し^ウが添付されている場合(アに該当する場合を除く。) 当該認定申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p>	<p>条第2号に規定する共同住宅等をいう。次号において同じ。)でその住宅(長期優良住宅法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この号、第59号の2アからウまで、第59号の3、第59号の4ア及びイ並びに第60号において同じ。)の戸数が1であるもの(次号において「単一共同住宅等」という。)(第59号の3、第61号、第61号の5及び第62号アにおいて「一戸建ての住宅等」という。)の新築に係るものに限る。)次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が、計画が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを確認した旨を証する書面(ウ、次号ア及びウ、第59号の3ア及びイ、第59号の4ア及びイ並びに第61号において「適合証」という。)が添付されている場合 当該申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(ア)～(ケ) 略</p> <p>イ 申請書に設計住宅性能評価書(住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下同じ。)が添付されている場合(アに該当する場合を除く。) 当該申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p>
--	---

<p>(ア)～(イ) 略</p> <p>ウ 申請書に適合証の写し及び設計住宅性能評価書の写しが添付されていない場合 当該認定申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(ア)～(ケ) 略</p> <p>(59)の2 認定申請に対する審査(複数住戸共同住宅等(単一共同住宅等以外の共同住宅等をいう。第59号の4、第60号、第61号の2から第61号の4まで、第61号の6、第61号の7、第62号イ及び第63号において同じ。)の新築に係るものに限る。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 申請書に適合証の写しが添付されている場合 当該認定申請のあった住宅の存する建築物(既に認定を受けている計画に係る住宅以外の住宅で当該計画に係る建築物内のものについての認定申請(以下ア及び第59号の4アにおいて「後続申請」という。)に係るものにあつては、当該後続申請のあった住宅。以下この号並びに第59号の4ア及びイにおいて同じ。)について、前号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計(同時に複数の後続申請があった場合は、これらの後続申請のあった住宅の床面積の合計。以下この号並びに第59号の4ア及びイにおいて同じ。)の区分に応じ、それぞれ前号ア(ア)から(ケ)までに定める額(同時に複数の認定の申請又は後続申請があった場合は、当該額をその認定の申請又は後続申請に係る住宅の戸数の合計(第59号の4ア及び第62号イ(ア)において「認定申請戸数」という。)で除して得た額(その額が10,000円未満である場合に</p>	<p>(ア)～(イ) 略</p> <p>ウ 申請書に適合証及び設計住宅性能評価書が添付されていない場合 当該申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(ア)～(ケ) 略</p> <p>(59)の2 計画の認定の申請に対する審査(複数住戸共同住宅等(単一共同住宅等以外の共同住宅等をいう。第59号の4、第60号、第61号の2から第61号の4まで、第61号の6、第61号の7、第62号イ及び第63号において同じ。)の新築に係るものに限る。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 申請書に適合証が添付されている場合 当該申請のあった住宅の存する建築物(既に認定を受けている計画に係る住宅以外の住宅で当該計画に係る建築物内のものについての認定の申請(以下ア及び第59号の4アにおいて「後続申請」という。)に係るものにあつては、当該後続申請のあった住宅。以下この号並びに第59号の4ア及びイにおいて同じ。)について、前号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計(同時に複数の後続申請があった場合は、これらの後続申請のあった住宅の床面積の合計。以下この号並びに第59号の4ア及びイにおいて同じ。)の区分に応じ、それぞれ前号ア(ア)から(ケ)までに定める額(同時に複数の認定の申請又は後続申請があった場合は、当該額をその認定の申請又は後続申請に係る住宅の戸数の合計(第59号の4ア及び第62号イ(ア)において「認定申請戸数」という。)で除して得た額(その額が10,000円未満である場合に</p>
--	--

<p>においてその額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを切り上げ、10,000円以上である場合においてその額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを切り上げる。第59号の4ア、第60号、第61号の2ア、第61号の3、第61号の4、第61号の6、第61号の7、第62号イ及び第63号において同じ。)以下この号において同じ。)</p> <p>イ 申請書に設計住宅性能評価書の写しが添付されている場合(アに該当する場合を除く。)当該認定申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(ア)~(ク) 略</p> <p>ウ 申請書に適合証の写し及び設計住宅性能評価書の写しが添付されていない場合 当該認定申請のあった住宅の存する建築物について、前号ウ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(59)の3 認定申請に対する審査(一戸建ての住宅等(既に認定を受けている計画で住宅の新築に係るもの(次号から第61号の7までにおいて「新築計画」という。)に係るものを除く。))の増築又は改築(次号において「増築等」という。)に係るものに限る。)次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>ア 申請書に適合証の写しが添付されている場合 当該認定申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額</p>	<p>てその額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを切り上げ、10,000円以上である場合においてその額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを切り上げる。第59号の4ア、第60号、第61号の2ア、第61号の3、第61号の4、第61号の6、第61号の7、第62号イ及び第63号において同じ。)以下この号において同じ。)</p> <p>イ 申請書に設計住宅性能評価書が添付されている場合(アに該当する場合を除く。)当該申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(ア)~(ク) 略</p> <p>ウ 申請書に適合証及び設計住宅性能評価書が添付されていない場合 当該申請のあった住宅の存する建築物について、前号ウ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(59)の3 計画の認定の申請に対する審査(一戸建ての住宅等(既に認定を受けている計画で住宅の新築に係るもの(次号から第61号の7までにおいて「新築計画」という。)に係るものを除く。))の増築又は改築(次号において「増築等」という。)に係るものに限る。)次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>ア 申請書に適合証が添付されている場合 当該申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額</p>
--	---

<p>(ア)～(ケ) 略</p> <p>イ 申請書に適合証の写しが添付されていない場合 当該認定申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(ア)～(ケ) 略</p> <p>(59)の4 認定申請に対する審査(複数住戸共同住宅等(既に認定を受けている新築計画に係るものを除く。)の増築等に係るものに限る。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>ア 申請書に適合証の写しが添付されている場合 当該認定申請のあった住宅の存する建築物について、前号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)から(ケ)までに定める額(同時に複数の認定申請又は後続申請があった場合は、当該額をその認定申請戸数で除して得た額。イにおいて同じ。)</p> <p>イ 申請書に適合証の写しが添付されていない場合 当該認定申請のあった住宅の存する建築物について、前号イ(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(60) 略</p> <p>(61) 変更認定申請(申請書にその計画変更に係る適合証の写しが添付されているものを除く。次号、第61号の5及び第61号の6において「特定変更認定申請」という。)に対する審査で、その計画変更が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準(次号、第61号の5及び第61号の6において「1号基準」という。)に適合している旨の認定を要するもの(一戸建ての住宅等(既に認定を受けている新築計画に係</p>	<p>(ア)～(ケ) 略</p> <p>イ 申請書に適合証が添付されていない場合 当該申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(ア)～(ケ) 略</p> <p>(59)の4 計画の認定の申請に対する審査(複数住戸共同住宅等(既に認定を受けている新築計画に係るものを除く。)の増築等に係るものに限る。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>ア 申請書に適合証が添付されている場合 当該申請のあった住宅の存する建築物について、前号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)から(ケ)までに定める額(同時に複数の認定の申請又は後続申請があった場合は、当該額をその認定申請戸数で除して得た額。イにおいて同じ。)</p> <p>イ 申請書に適合証が添付されていない場合 当該申請のあった住宅の存する建築物について、前号イ(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(60) 略</p> <p>(61) 変更認定申請(申請書にその計画変更に係る適合証が添付されているものを除く。次号、第61号の5及び第61号の6において「特定変更認定申請」という。)に対する審査で、その計画変更が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準(次号、第61号の5及び第61号の6において「1号基準」という。)に適合している旨の認定を要するもの(一戸建ての住宅等(既に認定を受けている新築計画に係</p>
--	---

<p>るものに限る。)に係るものに限る。) 対象建築物の計画変更に係る部分について前号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加算して得た額</p> <p>ア 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書の写しが添付されている場合 当該対象建築物の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>イ 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書の写しが添付されていない場合 当該対象建築物の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(ア)～(ケ) 略</p> <p>(61)の2 特定変更認定申請に対する審査で、その計画変更が1号基準に適合している旨の認定を要するもの(複数住戸共同住宅等(既に認定を受けている新築計画に係るものに限る。))に係るものに限る。) 対象建築物の計画変更に係る部分について第60号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加算して得た額</p> <p>ア 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書の写しが添付されている場合 当該対象建築物の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額(同時に複数の特定変更認定申請があった場合は、当該額をその変更認定申請戸数で除して得た額。イにおいて同</p>	<p>るものに限る。)に係るものに限る。) 対象建築物の計画変更に係る部分について前号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加算して得た額</p> <p>ア 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書が添付されている場合 当該対象建築物の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>イ 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書が添付されていない場合 当該対象建築物の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(ア)～(ケ) 略</p> <p>(61)の2 特定変更認定申請に対する審査で、その計画変更が1号基準に適合している旨の認定を要するもの(複数住戸共同住宅等(既に認定を受けている新築計画に係るものに限る。))に係るものに限る。) 対象建築物の計画変更に係る部分について第60号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加算して得た額</p> <p>ア 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書が添付されている場合 当該対象建築物の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額(同時に複数の特定変更認定申請があった場合は、当該額をその変更認定申請戸数で除して得た額。イにおいて同じ。)</p>
---	---

<p>じ。)</p> <p>(ア)～(ク) 略</p> <p>イ 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書の写しが添付されていない場合 当該対象建築物の計画変更に係る部分について、前号イ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(61)の3～(61)の7 略</p> <p>(62) 長期優良住宅法第6条第2項(長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅等に係るものである場合 第59号、第59号の3、第60号、第61号、第61号の3から第61号の5まで又は前号に定める額に、第1号に定める額に相当する額(当該申出のあった計画に、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額。イにおいて同じ。)を加算して得た額</p> <p>イ 略</p> <p>(63)～(66) 略</p> <p>(67) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(アからウまで、次号ア及びイ、第68号アからエまで、第69号並びに第71号において「新築等計画」という。)の認定の申請(アからウまで、次号及び第68号において「認</p>	<p>(ア)～(ク) 略</p> <p>イ 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書が添付されていない場合 当該対象建築物の計画変更に係る部分について、前号イ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p>(61)の3～(61)の7 略</p> <p>(62) 長期優良住宅法第6条第2項(長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅等に係るものである場合 第59号、第59号の3、第60号、第61号、第61号の3から第61号の5まで又は前号に定める額に、第1号に定める額に相当する額(計画に、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額。イにおいて同じ。)を加算して得た額</p> <p>イ 略</p> <p>(63)～(66) 略</p> <p>(67) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この号から第69号まで及び第71号において「新築等計画」という。)の認定の申請(申請書に、登録住宅性能評価機関(イからエまでのいずれかに該当する場合にあ</p>
---	---

<p>定申請」という。)(申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。アからウまでにおいて同じ。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額)</p> <p>ア 当該認定申請のあった新築等計画が一戸建ての住宅(住宅の用途に供する部分(イ及びウにおいて「住宅部分」という。)以外の部分が含まれないものに限る。以下ア、イ及びウ、次号ア、第68号ア、第69号ア、第69号の2ア並びに第70号アにおいて同じ。)に係るものである場合 当該一户建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 200平方メートル未満のもの 1件 7,000円</p> <p>(イ) 200平方メートル以上のもの 1件 7,500円</p>	<p>つては、建築基準法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関(以下「指定確認検査機関」という。)であるものに限る。)又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(業として建築物を設計し、若しくは販売し、若しくは建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は建築物を新築する建設工事を請け負う者に支配されていない者)に限る。以下「登録建築物調査機関」という。)が、新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下「低炭素建築物基準」という。)に適合することを確認した旨を証する書面その他規則で定める書面が添付されているものに限る。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)</p> <p>ア 当該申請のあった新築等計画が一户建ての住宅に係るものである場合又は当該新築等計画の対象に一户建ての住宅以外の建築物の住戸の部分(以下ア、エ、次号ア、第69号ア及び第70号アにおいて「住戸部分」という。)が含まれる場合 当該一户建ての住宅又は住戸部分(次号ア、第69号ア及び第70号アにおいて「住戸部分等」という。)の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) 150平方メートル以内のもの 1件 7,300円</p> <p>(イ) 150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの 1件 13,000円</p> <p>(ウ) 400平方メートルを超え800</p>
---	---

<p><u>イ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に共同住宅等部分（一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分をいう。以下イ、次号イ、第68号イ、第69号イ、第69号の2イ、第70号イ、第70号の2ア及び第70号の3アにおいて同じ。）が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</u></p> <p><u>(ア) 300平方メートル未満のもの</u> 1件 12,000円</p> <p><u>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 1件 28,000円</p> <p><u>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 1件 67,000円</p> <p><u>(I) 5,000平方メートル以上10,</u></p>	<p><u>平方メートル以内のもの</u> 1件 23,000円</p> <p><u>(I) 800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの</u> 1件 50,000円</p> <p><u>(オ) 2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内のもの</u> 1件 70,000円</p> <p><u>(カ) 4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内のもの</u> 1件 109,000円</p> <p><u>(キ) 8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以内のもの</u> 1件 174,000円</p> <p><u>(ク) 16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの</u> 1件 211,000円</p> <p><u>(ケ) 24,750平方メートルを超えるもの</u> 1件 252,000円</p> <p><u>イ 当該申請のあった新築等計画の対象に共用部分（一戸建ての住宅以外の住宅における廊下、階段その他共用に供される部分をいう。以下イ、エ、次号イ、第69号イ及び第70号イにおいて同じ。）が含まれる場合 当該共用部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</u></p> <p><u>(ア) 300平方メートル以内のもの</u> 1件 13,000円</p> <p><u>(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u> 1件 37,000円</p> <p><u>(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> 1件 109,000円</p> <p><u>(I) 5,000平方メートルを超え1</u></p>
--	---

<p><u>000平方メートル未満のもの 1件</u> <u>104,000円</u></p> <p>(オ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>1件 168,000円</u></p> <p>(カ) <u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u> <u>1件 238,000円</u></p> <p>(キ) <u>50,000平方メートル以上のもの 1件 373,000円</u></p>	<p><u>0,000平方メートル以内のもの</u> <u>1件 162,000円</u></p> <p>(オ) <u>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u> <u>1件 211,000円</u></p> <p>(カ) <u>25,000平方メートルを超えるもの 1件 285,000円</u></p>
<p><u>ウ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分（一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分以外の部分をいう。以下ウ、第68号ウ及びエ、第69号ウ、第70号ウ及びエ、第70号の2イ並びに第70号の3イ及びウにおいて同じ。）が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</u></p>	<p><u>ウ 当該申請のあった新築等計画の対象に工場等部分（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況についてこれらに類するものとして市長が別に定めるものの用途に供される部分をいう。以下この号、次号ウ、第69号ウ及び第70号ウにおいて同じ。）が含まれる場合 当該工場等部分の全体について、イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(カ)までに定める額</u></p>
<p>(ア) <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>1件 12,000円</u></p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 35,000円</u></p> <p>(ウ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件</u> <u>104,000円</u></p> <p>(エ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件</u> <u>154,000円</u></p> <p>(オ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>1件 201,000円</u></p> <p>(カ) <u>25,000平方メートル以上5</u></p>	

<p> <u>0,000平方メートル未満のもの</u> <u>1件 243,000円</u> <u>(*) 50,000平方メートル以上のもの</u> <u>1件 357,000円</u> <u>削る</u> </p> <p> <u>(67)の2 認定申請(申請書に設計住宅性能</u> <u>評価書(規則で定めるものに限る。第69</u> <u>号の2において「対象設計住宅性能評価書」</u> <u>という。)の写しが添付されているもの</u> <u>に限る。ア及びイにおいて同じ。)に対する</u> <u>審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア</u> <u>又はイに定める額</u> </p> <p> <u>ア 当該認定申請のあった新築等計画が一</u> <u>戸建ての住宅に係るものである場合 当</u> <u>該一戸建ての住宅の全体について、次に</u> <u>掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ</u> <u>ぞれ(ア)又は(イ)に定める額</u> </p> <p> <u>(ア) 200平方メートル未満のもの 1</u> <u>件 9,100円</u> <u>(イ) 200平方メートル以上のもの 1</u> <u>件 9,600円</u> </p> <p> <u>イ 当該認定申請のあった新築等計画の対</u> <u>象に共同住宅等部分が含まれる場合 当</u> <u>該共同住宅等部分の全体について、次に</u> <u>掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ</u> <u>ぞれ(ア)から(*)までに定める額</u> </p> <p> <u>(ア) 300平方メートル未満のもの</u> <u>1件 15,000円</u> <u>(イ) 300平方メートル以上2,000</u> <u>平方メートル未満のもの 1件 3</u> <u>0,000円</u> </p>	<p> <u>エ 当該申請のあった新築等計画の対象に</u> <u>非住宅部分(住戸部分、共用部分及び工</u> <u>場等部分以外の部分をいう。以下この号、</u> <u>次号エ、第69号エ及び第70号エにお</u> <u>いて同じ。)が含まれる場合 当該非住</u> <u>宅部分の全体について、イ(ア)から(カ)ま</u> <u>でに掲げる床面積の合計の区分に応じ、</u> <u>それぞれイ(ア)から(カ)までに定める額</u> </p>
---	--

<p>(ウ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件</u> <u>69,000円</u></p> <p>(イ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件</u> <u>106,000円</u></p> <p>(オ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件</u> <u>170,000円</u></p> <p>(カ) <u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件</u> <u>240,000円</u></p> <p>(キ) <u>50,000平方メートル以上のもの 1件</u> <u>375,000円</u></p> <p>(68) 認定申請に対する審査(前2号のいずれかに該当するものを除く。)次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(イ及びウ又はイ及びエに該当するときは、それぞれイ及びウ又はイ及びエに定める額の合計額)</p> <p>ア 当該認定申請のあった新築等計画が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一户建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) <u>200平方メートル未満のもの</u> <u>1件 40,000円</u></p> <p>(イ) <u>200平方メートル以上のもの</u> <u>1件 45,000円</u></p>	<p>(68) 新築等計画の認定の申請(前号に該当するものを除く。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)</p> <p>ア 当該申請のあった新築等計画が一户建ての住宅に係るものである場合又は当該新築等計画の対象に住戸部分が含まれる場合 当該住戸部分等の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(ア) <u>150平方メートル以内のもの</u> <u>1件 40,000円</u></p> <p>(イ) <u>150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの 1件</u> <u>80,000円</u></p> <p>(ウ) <u>400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの 1件</u> <u>113,000円</u></p> <p>(エ) <u>800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの 1件</u> <u>72,000円</u></p> <p>(オ) <u>2,100平方メートルを超え4,</u></p>
--	---

<p>イ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 77,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 130,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 228,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 318,000円</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 617,000円</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 1,065,000円</p> <p>(キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 1,958,000円</p> <p>ウ 当該認定申請のあった新築等計画の対</p>	<p>100平方メートル以内のもの 1件 239,000円</p> <p>(カ) 4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内のもの 1件 334,000円</p> <p>(キ) 8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以内のもの 1件 457,000円</p> <p>(ク) 16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの 1件 590,000円</p> <p>(ケ) 24,750平方メートルを超えるもの 1件 716,000円</p> <p>イ 当該申請のあった新築等計画の対象に共用部分が含まれる場合 当該共用部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル以内のもの 1件 124,000円</p> <p>(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件 208,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 333,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 422,000円</p> <p>(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 1件 513,000円</p> <p>(カ) 25,000平方メートルを超えるもの 1件 621,000円</p> <p>ウ 当該申請のあった新築等計画の対象に</p>
--	--

<p>象に非住宅部分が含まれる場合（当該認定申請が、当該非住宅部分の全体について市長が別に定める簡易な方法により低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準（第70号ウ及び第70号の3イにおいて「低炭素建築物基準」という。）に適合しているかどうかを審査することを求めるものである場合に限る。）当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 96,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 163,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 271,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 347,000円</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 424,000円</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 492,000円</p> <p>(キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 656,000円</p> <p>エ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分が含まれる場合（ウに該当する場合を除く。）当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 244,000円</p>	<p>工場等部分が含まれる場合 当該工場等部分の全体について、イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>エ 当該申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル以内のもの 1件 272,000円</p>
--	---

<p>(イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 397,000円</u></p> <p>(ウ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 575,000円</u></p> <p>(エ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 703,000円</u></p> <p>(オ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 839,000円</u></p> <p>(カ) <u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 953,000円</u></p> <p>(キ) <u>50,000平方メートル以上のもの 1件 1,209,000円</u></p>	<p>(イ) <u>300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件 436,000円</u></p> <p>(ウ) <u>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 631,000円</u></p> <p>(エ) <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 769,000円</u></p> <p>(オ) <u>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 1件 915,000円</u></p> <p>(カ) <u>25,000平方メートルを超えるもの 1件 1,069,000円</u></p>
<p>(69) <u>低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更(アからウまで、次号ア及びイ、第70号アからエまで、第70号の2、第70号の3アからウまで並びに第71号において「計画変更」という。)の認定の申請(アからウまで、次号及び第70号において「変更認定申請」という。)(申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。アからウまでにおいて同じ。)</u>に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額)</p>	<p>(69) <u>低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更(以下この号から第71号までにおいて「計画変更」という。)の認定の申請(申請書に、登録住宅性能評価機関(イからエまでのいずれかに該当する場合にあつては、指定確認検査機関であるものに限る。))又は登録建築物調査機関が、変更後の新築等計画が低炭素建築物基準に適合することを確認した旨を証する書面その他規則で定める書面が添付されているものに限る。)</u>に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)</p>
<p><u>ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合</u> <u>当該一户建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第67号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額</u></p>	<p><u>ア 当該申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合又は当該計画変更の対象に住戸部分が含まれる場合</u> <u>当該住戸部分等の計画変更に係る部分の全体について、第67号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応</u></p>

<p><u>イ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合</u> <u>当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額</u></p> <p><u>ウ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合</u> <u>当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額</u> 削る</p> <p><u>(69)の2 変更認定申請(申請書に対象設計住宅性能評価書の写しが添付されているものに限る。ア及びイにおいて同じ。)に対する審査</u> <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</u></p> <p><u>ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合</u> <u>当該一户建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第67号の2ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額</u></p> <p><u>イ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合</u> <u>当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号の2イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区</u></p>	<p><u>じ、それぞれ同号ア(ア)から(ケ)までに定める額</u></p> <p><u>イ 当該申請のあった計画変更の対象に共用部分が含まれる場合</u> <u>当該共用部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(カ)までに定める額</u></p> <p><u>ウ 当該申請のあった計画変更の対象に工場等部分が含まれる場合</u> <u>当該工場等部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(カ)までに定める額</u></p> <p><u>エ 当該申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合</u> <u>当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(カ)までに定める額</u></p>
--	---

<p><u>分に</u>応じ、<u>それぞれ</u>同号イ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(70) <u>変更認定申請に対する審査</u> (前2号のいずれかに該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額 (イ及びウ又はイ及びエに該当するときは、それぞれイ及びウ又はイ及びエに定める額の合計額)</p> <p><u>ア</u> 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合 <u>当該</u>一戸建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第68号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額</p> <p><u>イ</u> 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 <u>当該</u>共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p><u>ウ</u> 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 (当該変更認定申請が、当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について市長が別に定める簡易な方法により低炭素建築物基準に適合しているかどうかを審査することを求めるものである場合に限る。) <u>当該</u>非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p><u>エ</u> 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 (ウに該当する場合を除く。) <u>当該</u>非住宅部分</p>	<p>(70) <u>計画変更の認定の申請</u> (前号に該当するものを除く。) に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額 (アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)</p> <p><u>ア</u> 当該申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合又は当該計画変更の対象に住戸部分が含まれる場合 <u>当該</u>住戸部分等の計画変更に係る部分の全体について、第68号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p><u>イ</u> 当該申請のあった計画変更の対象に共用部分が含まれる場合 <u>当該</u>共用部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p><u>ウ</u> 当該申請のあった計画変更の対象に工場等部分が含まれる場合 <u>当該</u>工場等部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号イ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p><u>エ</u> 当該申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 <u>当該</u>非住宅部分の計画変更に係る部分の全体につい</p>
--	--

の計画変更に係る部分の全体について、第68号工(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号工(ア)から(キ)までに定める額

(70)の2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2の規定に基づく計画変更が同令第44条第2号に該当していることを証する書面(ア及びイ並びに次号アからウまでにおいて「軽微変更該当証明書」という。)の交付の請求(ア及びイ並びに次号において「交付請求」という。)(請求書に規則で定める書面が添付されているものに限る。ア及びイにおいて同じ。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額(ア及びイに該当するときは、ア及びイに定める額の合計額)

ア 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額

(70)の3 交付請求に対する審査(前号に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(ア及びイ又はア及びウに該当するときは、それぞれア及びイ又はア及びウに定める額の合計額)

ア 当該交付請求のあった軽微変更該当証

て、第68号工(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号工(ア)から(カ)までに定める額

明書に係る計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合（当該軽微変更該当証明書が、当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について市長が別に定める簡易な方法により低炭素建築物基準に適合していることを証する書面である場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額

ウ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合（イに該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(キ)までに定める額

(71) 低炭素化促進法第54条第2項（低炭素化促進法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査 第67号から第70号までに定める額に、第1号に定める額に相当する額（当該申出のあった新築等計画又は計画変更に、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、当該第1

(71) 低炭素化促進法第54条第2項（低炭素化促進法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査 第67号から前号までに定める額に、第1号に定める額に相当する額（当該申出と併せて行う第67号から前号までの認定の申請に係る新築等計画又は計画変更に、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第

<p>号に定める額に相当する額に加えて得た額)を加算して得た額</p> <p><u>(71)の2 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画(ア及びイ、次号並びに第71号の4ア及びイにおいて「確保計画」という。)に係る省エネ判定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</u></p> <p><u>ア 当該申請のあった省エネ判定が、当該省エネ判定に係る確保計画に係る非住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号、次号ア及びイ、第71号の4ア及びイ、第72号ア及びウ、第73号ウ及びエ、第74号ウ、第75号ウ及びエ、第75号の2イ、第75号の3イ及びウ、第77号ウ並びに第78号オ及びカにおいて同じ。)の全体について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。第73号ウ及び第78号アにおいて「基準省令」という。)第1条第1項第1号ロに掲げる基準(次号ア、第71号の4ア及び第78号オにおいて「モデル建物法基準」という。)に適合するかどうかを判定するものである場合 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(オ)までに定める額</u></p> <p><u>(ア) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件</u> 264,000円</p> <p><u>(イ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件</u> 339,000円</p>	<p>3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額)を加算して得た額</p>
--	--

(ウ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
1件 415,000円

(I) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
1件 482,000円

(オ) 50,000平方メートル以上のもの
1件 644,000円

イ アに該当する場合以外の場合 当該申請のあった省エネ判定に係る確保計画に係る非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(オ)までに定める額

(ア) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
1件 563,000円

(イ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
1件 689,000円

(ウ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
1件 823,000円

(I) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの
1件 935,000円

(オ) 50,000平方メートル以上のもの
1件 1,187,000円

(71)の3 確保計画の変更(以下この号及び次号において「計画変更」という。)があった場合における建築物省エネ法第12条第2項後段又は第13条第3項後段の規定に基づく当該計画変更後の確保計画に係る省エネ判定の申請に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
ア 当該申請のあった省エネ判定が、当該省エネ判定に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の全体についてモデル建物法基準に適合するかどうかを判定す

るものである場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの

1件 93,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000

平方メートル未満のもの 1件 15

8,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,0

00平方メートル未満のもの 1件

264,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,

000平方メートル未満のもの 1件

339,000円

(オ) 10,000平方メートル以上2

5,000平方メートル未満のもの

1件 415,000円

(カ) 25,000平方メートル以上5

0,000平方メートル未満のもの

1件 482,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のも

の 1件 644,000円

イ アに該当する場合以外の場合 当該申

請のあった省エネ判定に係る計画変更後

の確保計画に係る非住宅部分の計画変更

に係る部分の全体について、次に掲げる

床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)

から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの

1件 238,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000

平方メートル未満のもの 1件 38

8,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,0

00平方メートル未満のもの 1件

563,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,

<p>000平方メートル未満のもの 1件 689,000円</p> <p>(イ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 823,000円</p> <p>(ロ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 935,000円</p> <p>(ハ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 1,187,000円</p> <p>(71)の4 <u>計画変更があった場合における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第11条の規定に基づく当該計画変更が建築物省エネ法施行規則第3条に規定する軽微な変更</u>に該当していることを証する書面の交付の請求 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>ア <u>当該請求のあった書面が、当該書面に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の計画変更に係る部分の全体についてモデル建物法基準に適合していることを証する書面である場合</u> 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、前号ア(ア)から(ハ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)から(ハ)までに定める額</p> <p>イ <u>アに該当する場合以外の場合</u> 当該請求のあった書面に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、前号イ(ア)から(ハ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(ハ)までに定める額</p> <p>(72) <u>建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（アからウまで、次号アからエまで、第</u></p>	<p>(72) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条</u></p>
--	--

<p><u>74号及び第76号において「性能向上計画」という。）の認定の申請（アからウまで及び次号において「認定申請」という。）（申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。アからウまでにおいて同じ。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額（イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額）</u></p> <p>ア 当該認定申請のあった性能向上計画が<u>一戸建ての住宅（非住宅部分が含まれないものに限る。以下ア及びイ、次号ア、第74号ア、第75号ア、第77号ア並びに第78号ア及びイにおいて同じ。）</u>に係るものである場合 当該一戸建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 (ア)～(イ) 略</p> <p>イ 当該認定申請のあった性能向上計画の対象に共同住宅等部分（一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。）をいう。以下イ、次号イ、第74号イ、第75号イ、<u>第75号の2ア、第75号の3ア、第77号イ並びに第78号ウ及びエにおいて同じ。）</u>が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額 (ア)～(キ) 略</p> <p>ウ 当該認定申請のあった性能向上計画の</p>	<p>第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（<u>以下この号から第74号まで及び第76号において「性能向上計画」という。）</u>の認定の申請（申請書に、<u>登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関（ウに該当する場合にあっては、登録建築物調査機関に限る。）</u>が、性能向上計画が<u>建築物省エネ法第30条第1項第1号に掲げる基準（第74号において「誘導基準」という。）</u>に適合することを確認した旨を証する書面<u>その他規則で定める書面が添付されているものに限る。）</u>に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額（イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額）</p> <p>ア 当該申請のあった性能向上計画が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一戸建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 (ア)～(イ) 略</p> <p>イ 当該申請のあった性能向上計画の対象に共同住宅等部分（一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。）をいう。以下イ、次号イ、第74号イ、第75号イ、<u>第77号イ並びに第78号ウ及びエにおいて同じ。）</u>が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額 (ア)～(キ) 略</p> <p>ウ 当該申請のあった性能向上計画の対象</p>
--	--

<p>対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(ア)～(キ) 略</p> <p>(73) 認定申請に対する審査(前号に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(イからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)</p> <p>ア 当該認定申請のあった性能向上計画が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一户建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 (ア)～(イ) 略</p> <p>イ 当該認定申請のあった性能向上計画の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額 (ア)～(キ) 略</p> <p>ウ 当該認定申請のあった性能向上計画の対象に非住宅部分が含まれる場合(当該申請が、当該非住宅部分の全体について<u>基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準(第75号ウ及び第75号の3イにおいて「モデル建物法誘導基準」という。)</u>に適合している旨の認定に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p>	<p>に非住宅部分(<u>建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下ウ、次号ウ及びエ、第74号ウ、第75号ウ及びエ、第77号ウ並びに第78号オ及びカにおいて同じ。)</u>)が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額 (ア)～(キ) 略</p> <p>(73) 性能向上計画の認定の申請(前号に該当するものを除く。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(イからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)</p> <p>ア 当該申請のあった性能向上計画が一户建ての住宅に係るものである場合 当該一户建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 (ア)～(イ) 略</p> <p>イ 当該申請のあった性能向上計画の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額 (ア)～(キ) 略</p> <p>ウ 当該申請のあった性能向上計画の対象に非住宅部分が含まれる場合(当該申請が、当該非住宅部分の全体について<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。第78号ア及びオにおいて「基準省令」という。)</u>第8条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準(第75号ウにおいて「モデル建物法誘導基準」という。)に適合している旨の認定に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の全</p>
---	---

<p>(ア)～(キ) 略</p> <p>エ 当該認定申請のあった性能向上計画の対象に非住宅部分が含まれる場合(ウに該当する場合を除く。) 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(ア)～(キ) 略</p> <p>(74) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更(アからウまで、次号アからエまで、第75号の2、第75号の3アからウまで及び第76号において「計画変更」という。)の認定の申請(アからウまで及び次号において「変更認定申請」という。)(申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。アからウまでにおいて同じ。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額)</p> <p>ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一户建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第72号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>イ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>ウ 当該変更認定申請のあった計画変更の</p>	<p>体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(ア)～(キ) 略</p> <p>エ 当該申請のあった性能向上計画の対象に非住宅部分が含まれる場合(ウに該当する場合を除く。) 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(ア)～(キ) 略</p> <p>(74) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更(以下この号から第76号までにおいて「計画変更」という。)の認定の申請(申請書に、登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関(ウに該当する場合にあっては、登録建築物調査機関に限る。))が、変更後の性能向上計画が誘導基準に適合することを確認した旨を証する書面その他規則で定める書面が添付されているものに限る。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額)</p> <p>ア 当該申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一户建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第72号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>イ 当該申請のあった計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>ウ 当該申請のあった計画変更の対象に非</p>
---	--

<p>対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(75) <u>変更認定申請に対する審査(前号に該当するものを除く。)</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(イ及びウ又はイ及びエに該当するときは、<u>それぞれイ及びウ又はイ及びエに定める額の合計額</u>)</p> <p>ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一户建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第73号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>イ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>ウ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合(当該申請が、当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体についてモデル建物法誘導基準に適合している旨の認定に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>エ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合(ウに該当する場合を除く。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、</p>	<p>住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(75) <u>計画変更の認定の申請(前号に該当するものを除く。)</u> に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(イからエまでのうち2以上に該当するときは、<u>その該当するものに定める額の合計額</u>)</p> <p>ア 当該申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一户建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第73号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>イ 当該申請のあった計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>ウ 当該申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合(当該申請が、当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体についてモデル建物法誘導基準に適合している旨の認定に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>エ 当該申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合(ウに該当する場合を除く。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73</p>
--	--

<p>第73号工(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号工(ア)から(キ)までに定める額</p> <p><u>(75)の2 建築物省エネ法施行規則第29条の規定に基づく計画変更が建築物省エネ法施行規則第26条第2号に該当していることを証する書面(ア及びイ並びに次号アからウまでにおいて「軽微変更該当証明書」という。)の交付の請求(ア及びイ並びに同号において「交付請求」という。)(請求書に規則で定める書面が添付されているものに限る。ア及びイにおいて同じ。)に対する審査</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額(ア及びイに該当するときは、ア及びイに定める額の合計額)</p> <p><u>ア 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合</u> 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p><u>イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合</u> 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p><u>(75)の3 交付請求に対する審査(前号に該当するものを除く。)</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(ア及びイ又はア及びウに該当するときは、それぞれア及びイ又はア及びウに定める額の合計額)</p> <p><u>ア 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合</u> 当該共同住宅等部</p>	<p>号工(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号工(ア)から(キ)までに定める額</p>
--	--

<p><u>分の計画変更に係る部分の全体について、第73号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額</u></p> <p><u>イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合（当該軽微変更該当証明書が、当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体についてモデル建物法誘導基準に適合していることを証する書面である場合に限る。）当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額</u></p> <p><u>ウ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合（イに該当する場合を除く。）当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(キ)までに定める額</u></p> <p>(76) 建築物省エネ法第30条第2項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査 第72号から第75号までに定める額に、第1号に定める額に相当する額（当該申出のあった性能向上計画又は計画変更、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額）を加算して得た額</p>	<p>(76) 建築物省エネ法第30条第2項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査 第72号から前号までに定める額に、第1号に定める額に相当する額（当該申出と併せて行う第72号から前号までの認定の申請に係る性能向上計画又は計画変更、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額）を加算して得た額</p>
---	---

(77) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定（次号ア、ウ及びオにおいて「基準適合認定」という。）の申請（アからウまで及び次号において「認定申請」という。）（申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。アからウまでにおいて同じ。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額（イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額）

ア 当該認定申請のあった建築物が一戸建ての住宅である場合 当該一户建ての住宅の全体について、第72号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額

イ 当該認定申請のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、第72号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

ウ 当該認定申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、第72号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額

(78) 認定申請に対する審査（前号に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからカまでに定める額（ウからカまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）

(77) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定（次号において「基準適合認定」という。）の申請（申請書に、登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関（ウに該当する場合には、登録建築物調査機関に限る。）が、当該申請に係る建築物が建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認した旨を証する書面その他規則で定める書面が添付されているものに限る。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額（イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額）

ア 当該申請のあった建築物が一戸建ての住宅である場合 当該一户建ての住宅の全体について、第72号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額

イ 当該申請のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、第72号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

ウ 当該申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、第72号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額

(78) 基準適合認定の申請（前号に該当するものを除く。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからカまでに定める額（ウからカまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）

<p>ア 当該認定申請のあった建築物が一戸建ての住宅である場合（当該申請が、当該一户建ての住宅の全体について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準（ウにおいて「仕様基準」という。）に適合している旨の基準適合認定に係るものである場合に限る。）当該一户建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 (ア)～(イ) 略</p> <p>イ 当該認定申請のあった建築物が一戸建ての住宅である場合（アに該当する場合を除く。）当該一户建ての住宅の全体について、第73号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>ウ 当該認定申請のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合（当該申請が、当該共同住宅等部分の全体について仕様基準に適合している旨の基準適合認定に係るものである場合に限る。）当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額 (ア)～(キ) 略</p> <p>エ 当該認定申請のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合（ウに該当する場合を除く。）当該共同住宅等部分の全体について、第73号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>オ 当該認定申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合（当該申請が、当該非住宅部分の全体についてモデル建物法基準に適合している旨の基準適合認定に係るものである場合に限る。）当該非住宅部分の全体について、第73号ウ(ア)</p>	<p>ア 当該申請のあった建築物が一戸建ての住宅である場合（当該申請が、当該一户建ての住宅の全体について基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準（ウにおいて「仕様基準」という。）に適合している旨の基準適合認定に係るものである場合に限る。）当該一户建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 (ア)～(イ) 略</p> <p>イ 当該申請のあった建築物が一戸建ての住宅である場合（アに該当する場合を除く。）当該一户建ての住宅の全体について、第73号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>ウ 当該申請のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合（当該申請が、当該共同住宅等部分の全体について仕様基準に適合している旨の基準適合認定に係るものである場合に限る。）当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額 (ア)～(キ) 略</p> <p>エ 当該申請のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合（ウに該当する場合を除く。）当該共同住宅等部分の全体について、第73号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>オ 当該申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合（当該申請が、当該非住宅部分の全体について基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合している旨の基準適合認定に係るものである場合に限る。）当該非住宅部分の全体に</p>
---	---

<p>から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>カ 当該認定申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合(オに該当する場合を除く。)当該非住宅部分の全体について、第73号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>2～3 略</p> <p>第3条～第5条 略</p> <p>(手数料を徴収しない場合)</p> <p>第6条 国、地方公共団体その他規則で定める者から第2条第1項各号に掲げる事務(同項第1号から第39号の3まで、第62号及び第67号から第76号までに掲げるものを除く。)の請求があったときは、手数料を徴収しない。</p>	<p>ついて、第73号ウ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>カ 当該申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合(オに該当する場合を除く。)当該非住宅部分の全体について、第73号エ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>2～3 略</p> <p>第3条～第5条 略</p> <p>(手数料を徴収しない場合)</p> <p>第6条 国、地方公共団体その他規則で定める者から第2条第1項各号に掲げる事務(同項第1号から第39号の2までに掲げるものを除く。)の請求があったときは、手数料を徴収しない。</p>
--	---

<平成29年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第39号	所 管	住宅管理担当
件 名	尼崎市立尼崎稲葉荘団地の設置及び管理に関する条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>兵庫県住宅供給公社が設置した尼崎稲葉荘団地の所有権が尼崎市に移転されることとなったため、公の施設として適正に管理するにあたり必要な事項を定める条例を制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 設置(第2条)</p> <p>ア 本市に尼崎市立尼崎稲葉荘団地(駐車場その他の付帯施設を含む。以下「稲葉荘団地」という。)を設置する。</p> <p>イ 稲葉荘団地の位置は、尼崎市稲葉荘2丁目とする。</p> <p>(2) 入居者資格(第3条)</p> <p>稲葉荘団地の住宅に入居することができる者は、次の要件を備える者とする。</p> <p>ア 現にその者と同居し、又は同居しようとする親族があること。</p> <p>イ その者に係る収入(公営住宅法施行令第1条第3号の規定の例により算定された収入)が158,000円を超えること。</p> <p>ウ 当該住宅を生活の本拠とする見込みであること。</p> <p>エ その者及び現にその者と同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員等でないこと。</p> <p>(3) 家賃及び駐車場使用料の額(第7条、第26条)</p> <p>家賃の月額は59,000円、駐車場の使用料の月額は12,000円とする。</p> <p>(4) 指定管理者が行う業務の範囲(第39条)</p> <p>ア 家賃及び駐車場使用料の収納に関すること。</p> <p>イ 稲葉荘団地の維持管理に関すること。</p> <p>ウ その他市長が必要と認める業務</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成29年4月1日</p>					

< 平成 29 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 40 号	所 管	住宅管理担当
件 名	尼崎市営住宅等審議会条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>本市が設置する市営住宅、改良住宅、コミュニティ住宅、再開発住宅、従前居住者用住宅及び特定公共賃貸住宅並びに尼崎市立尼崎稲葉荘団地（以下「市営住宅等」という。）の家賃や入居制度等、管理に関する重要な事項について学識経験者等の専門的見地から調査審議する尼崎市営住宅等審議会（以下「審議会」という。）を設置するため条例を制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 設置（第 1 条）</p> <p>市営住宅等の管理に関する重要な事項を調査審議させるため、市長の附属機関として審議会を置く。</p> <p>（参考）主な調査審議事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 立地や設備などの利便性を適切に反映した家賃設定のあり方</p> <p>イ 募集割れ空き住宅・空き店舗の入居促進策</p> <p>ウ 入居者の高齢化に伴う自治機能や防災・防犯対応力の低下への対応</p> <p>エ 駐車場の管理のあり方及び空き駐車場の利用促進策</p> </div> <p>(2) 組織（第 2 条）</p> <p>ア 審議会は、委員 5 人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>ウ 委員は、市営住宅等の管理に関する重要な事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日</p>					

< 平成 29 年 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 4 1 号	所 管	予防課
件 名	尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>違反對象物の公表については、消防法令の規定により、消防機関が命令を行った場合に、当該違反對象物への命令内容の公示が義務付けられているが、公示に至るまでには相当の時間を要することから、その間、建物の危険性に関する情報が利用者に提供できていない現状にある。</p> <p>このことから、消防法令に重大な違反のある防火対象物については、その違反内容等に関する情報を公表し、利用者等の防火安全に関する認識を高めて火災被害の軽減を図るため、規定の整備を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 防火対象物の消防用設備等の状況が、法令等に違反する場合は、その旨を公表をすることができる規定を追加する。</p> <p>(2) 公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者に、あらかじめその旨を通知する規定を追加する。</p> <p>(3) その他所要の規定整備</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 30 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市火災予防条例

改正後	現 行
<p>(消火器に関する基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 前項の規定により設ける消火器は、令第10条第2項並びに消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「<u>省令</u>」という。)第9条及び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>(大型消火器に関する基準)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 前項の規定により設ける大型消火器は、令第10条第2項並びに<u>省令</u>第7条第2項、第8条第3項、第9条及び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>(屋内消火栓設備に関する基準)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 前項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第11条第3項第2号及び第4項並びに<u>省令</u>第12条第2項(前項に規定する防火対象物又はその部分が令別表第1(12)項イ又は(14)項に掲げる防火対象物又はその部分である場合においては、当該防火対象物又はその部分については、令第11条第3項第1号及び第4項並びに<u>省令</u>第12条第1項)の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(水噴霧消火設備等に関する基準)</p> <p>第39条 1・2 略</p> <p>3 第1項の規定により設ける消火設備は、令第14条から第18条まで及び<u>省令</u>第16条から第21条までの規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p>	<p>(消火器に関する基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 前項の規定により設ける消火器は、令第10条第2項並びに消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「<u>規則</u>」という。)第9条及び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>(大型消火器に関する基準)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 前項の規定により設ける大型消火器は、令第10条第2項並びに<u>規則</u>第7条第2項、第8条第3項、第9条及び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>(屋内消火栓設備に関する基準)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 前項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第11条第3項第2号及び第4項並びに<u>規則</u>第12条第2項(前項に規定する防火対象物又はその部分が令別表第1(12)項イ又は(14)項に掲げる防火対象物又はその部分である場合においては、当該防火対象物又はその部分については、令第11条第3項第1号及び第4項並びに<u>規則</u>第12条第1項)の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(水噴霧消火設備等に関する基準)</p> <p>第39条 1・2 略</p> <p>3 第1項の規定により設ける消火設備は、令第14条から第18条まで及び<u>規則</u>第16条から第21条までの規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p>

<p>(自動火災報知設備に関する基準)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、<u>令第21条第2項及び第3項並びに省令第23条、第24条及び第24条の2の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(自動火災報知設備に関する基準)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、<u>令第21条第2項及び第3項並びに規則第23条、第24条及び第24条の2の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</u></p> <p>3 略</p>
<p>(漏電火災警報器に関する基準)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 前項の規定により設ける漏電火災警報器は、<u>令第22条第2項及び省令第24条の3の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>(漏電火災警報器に関する基準)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 前項の規定により設ける漏電火災警報器は、<u>令第22条第2項及び規則第24条の3の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</u></p> <p>3・4 略</p>
<p>(避難器具に関する基準)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 前項の規定により設ける避難器具は、<u>令第25条並びに省令第26条及び第27条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</u></p>	<p>(避難器具に関する基準)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 前項の規定により設ける避難器具は、<u>令第25条並びに規則第26条及び第27条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</u></p>
<p>(タンクの水張検査等)</p> <p>第58条の2 略</p> <p>2 前項の規定による検査を受けようとする者は、<u>尼崎市消防関係事務手数料条例(平成12年尼崎市条例第20号)の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。</u></p>	<p>(タンクの水張検査等)</p> <p>第58条の2 略</p> <p>2 前項の規定により検査を受けようとする者は、<u>尼崎市消防関係事務手数料条例(平成12年尼崎市条例第20号)の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。</u></p>
<p><u>(法令等の規定に違反している防火対象物の名称等の公表等)</u></p> <p>第58条の3 <u>消防長は、防火対象物(規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。)における消防用設備等(規則で定めるものに限る。)の設置の状況が法若しくは令若しくはこれらに基づく命令又はこの条例の</u></p>	

規定に違反している場合において、その旨を当該防火対象物を利用しようとする者に周知する必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該防火対象物の名称及び所在地その他規則で定める事項を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その旨、その理由その他規則で定める事項を当該公表に係る防火対象物の関係者（法第17条第1項に規定する関係者をいう。）に通知するものとする。

< 平成 2 9 年 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 4 2 号	所 管	水道局管理課 公営事業局経営企画課
件 名	尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 9 5 号）の施行に伴い、家族の介護のため所定勤務時間を短縮する措置（以下「介護時間」という。）が制度化されたため、所要の改正を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>給与の減額規定への介護時間の追加（第 1 3 条）</p> <p>介護時間の承認を受けた企業職員について、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与の額に相当する額を減額した給与を支給する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 2 9 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

改正後	現 行
<p>(給与の減額)</p> <p>第13条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき管理者の承認(次の各号に掲げるものを除く。)があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与の額に相当する額を減額した給与を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 介護休暇(職員がその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)父母、子、配偶者の父母その他管理者が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇をいう。)の承認</p> <p>(3) <u>介護時間(職員がその要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部(管理者が別に定める時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないことをいう。)</u>の承認</p> <p>(4) 略</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第13条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき管理者の承認(次の各号に掲げるものを除く。)があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与の額に相当する額を減額した給与を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 介護休暇(職員がその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)父母、子、配偶者の父母その他管理者が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇をいう。)の承認</p> <p>(3) 略</p>

<平成29年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第43号	所 管	行政管理課
件 名	包括外部監査契約の締結について				
内 容					
1	<p>契約の目的 平成29年4月1日から、包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること。</p>				
2	<p>包括外部監査人として契約を締結する者 神戸市東灘区御影1丁目4番20号 公認会計士 森村 圭志</p>				
3	<p>契約の期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで</p>				
4	<p>契約の金額 14,428,800円を上限とする額</p>				
5	<p>契約の方法 随意契約</p>				
6	<p>主な選定理由</p> <p>(1) 平成28年度の包括外部監査において、契約に基づき忠実に業務を遂行するとともに、公認会計士としての専門性を活用する中で有効な監査結果をまとめた。</p> <p>(2) 平成29年度の包括外部監査に対しても意欲的であり、次年度においては、本市における監査実績を踏まえ、より効率的・効果的な監査の実施が期待できる。</p>				

< 平成 2 9 年 2 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 4 4 号	所 管	公有財産課
件 名	土地の交換について				
内 容					
1 交換の目的 尼崎東警察署移転先用地を取得するに当たり、県営浜つばめ鉄筋住宅用地を兵庫県に供するため。					
2 交換により取得する土地（尼崎東警察署移転先用地）					
所在地番		地目	面積（㎡）		
尼崎市潮江5丁目103番10		宅地	5,000.00		
3 交換に供する土地（県営浜つばめ鉄筋住宅用地）					
所在地番		地目	面積（㎡）		
尼崎市浜1丁目82番1		宅地	4,376.02		
4 交換の相手方 兵庫県					



<平成29年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第45号	所 管	高齢介護課
件 名	指定管理者の指定について(尼崎市立第2老人福祉工場及び尼崎市立第3老人福祉工場)				
内 容					
1	施設名・所在地				
	(1) 尼崎市立第2老人福祉工場 尼崎市立花町3丁目10番13号				
	(2) 尼崎市立第3老人福祉工場 尼崎市久々知2丁目28番25号				
2	指定管理者				
	尼崎市東難波町5丁目19番5号				
	公益社団法人尼崎市シルバー人材センター				
	理事長 中嶋 千萬城				
3	指定期間				
	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで(5年間)				
4	指定理由				
	第2老人福祉工場及び第3老人福祉工場については、団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施できるため、公益社団法人尼崎市シルバー人材センターを非公募で指定管理者として指定するものである。				

<平成29年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第46号	所 管	障害福祉政策担当
件 名	指定管理者の指定について(尼崎市立あこや学園)				
内 容					
1	施設名・所在地 尼崎市立あこや学園 尼崎市三反田町1丁目1番1号				
2	指定管理者 尼崎市三反田町1丁目1番1号 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団 理事長 山本 博久				
3	指定期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで(5年間)				
4	指定期間 あこや学園については、施設の運営において、幅広い知識、経験やノウハウが欠か せず、その継続性が求められるため、社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団を非公募で 指定管理者として指定するものである。				

< 平成 29 年 2 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 47 号	所 管	障害福祉政策担当
件 名	指定管理者の指定について (尼崎市立身体障害者福祉会館)				
内 容					
1	施設名・所在地 尼崎市立身体障害者福祉会館 尼崎市稲葉荘 3 丁目 9 番 26 号				
2	指定管理者 尼崎市稲葉荘 3 丁目 9 番 26 号 特定非営利活動法人尼崎市身体障害者連盟福祉協会 理事長 岡崎 正樹				
3	指定期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで (5 年間)				
4	指定期間 身体障害者福祉会館については、利用者による自主的な管理が市民サービスの向上、管理経費の縮減等に効果があるため、特定非営利活動法人尼崎市身体障害者連盟福祉協会を非公募で指定管理者として指定するものである。				

< 平成 2 9 年 2 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 4 8 号	所 管	障害福祉政策担当
件 名	指定管理者の指定について (尼崎市立たじかの園)				
内 容					
1	施設名・所在地 尼崎市立たじかの園 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号				
2	指定管理者 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団 理事長 山本 博久				
3	指定期間 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで (5 年間)				
4	指定期間 たじかの園については、施設の運営において、幅広い知識、経験やノウハウが欠か せず、その継続性が求められるため、社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団を非公募で 指定管理者として指定するものである。				

< 平成 29 年 2 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 49 号	所 管	障害福祉政策担当
件 名	指定管理者の指定について (尼崎市立身体障害者福祉センター)				
内 容					
1	施設名・所在地 尼崎市立身体障害者福祉センター 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号				
2	指定管理者 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団 理事長 山本 博久				
3	指定期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで (5 年間)				
4	指定期間 身体障害者福祉センターについては、施設の運営において、幅広い知識、経験やノウハウが欠かせず、その継続性が求められるため、社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団を非公募で指定管理者として指定するものである。				

< 平成 2 9 年 2 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 5 0 号	所 管	こども家庭支援課
件 名	指定管理者の指定について (尼崎市尼崎学園)				
内 容					
1	施設名・所在地 尼崎市尼崎学園 神戸市北区道場町塩田字東山岡 3 0 8 3 番地				
2	指定管理者 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団 理事長 山本 博久				
3	指定期間 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで (5 年間)				
4	指定期間 尼崎市尼崎学園については、施設の運営において、幅広い知識、経験やノウハウが 欠かせず、その継続性が求められるため、社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団を非公 募で指定管理者として指定するものである。				

< 平成 2 9 年 2 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 5 1 号	所 管	青少年課
件 名	指定管理者の指定について (尼崎市立青少年体育道場)				
内 容					
1 施設名・所在地・指定管理者					
施設名		所在地		指定管理者	
尼崎市立 城内青少年体育 道場		尼崎市南城内 7 番 地の 2		尼崎市西難波町 3 丁目 6 番 3 号 尼崎市剣道連盟 会長 松本 英清	
尼崎市立 立花青少年体育 道場		尼崎市立花町 3 丁 目 1 0 番 1 5 号		尼崎市栗山町 2 丁目 2 5 番 1 号 尼崎市スポーツ少年団 本部長 増岡 貞彦	
尼崎市立 園田青少年体育 道場		尼崎市東園田町 8 丁目 1 1 1 番地の 8		尼崎市栗山町 2 丁目 2 5 番 1 号 尼崎市スポーツ少年団 本部長 増岡 貞彦	
2 指定期間 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで (5 年間)					
3 指定期間 青少年体育道場については、利用者による自主的な管理が市民サービスの向上、管理経費の縮減等に効果があるため、尼崎市剣道連盟、尼崎市スポーツ少年団を非公募で指定管理者として指定するものである。					

< 平成 2 9 年 2 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 5 2 号	所 管	農政課
件 名	尼崎市農業共済事業特別積立金の取崩しについて				
内 容					
<p>1 趣旨 尼崎市農業共済事業の農作物共済(水稲)に係る特別積立金を次のとおり取り崩すため、議決を求めるもの。</p> <p>2 取崩限度額 2 0 0 千円</p> <p>3 取崩しの理由 平成 2 9 年度損害防止事業を実施するため。</p> <p>【参考】 尼崎市農業共済条例(抄) (特別積立金の取崩し) 第 7 5 条 1 ~ 3 略</p> <p>4 本市は、議会の議決を経て、特別積立金を法第 9 5 条後段に規定する費用及び第 1 4 条に規定する施設をするのに必要な費用の支払に充てることができるものとする。</p> <p>5 ~ 6 略</p>					

< 平成 29 年 2 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 53 号	所 管	農政課
件 名	尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について				
内 容					
1 趣旨	<p>尼崎市農業共済条例第 5 条第 2 項の規定により、平成 29 年度の農業共済事業における賦課総額及び賦課単価を定めるため、議決を求めるもの。</p>				
2 賦課総額	99 千円				
3 賦課単価	<p>水稻共済割 1 kg 当たり 0.77 円</p>				
<p>【参考】 尼崎市農業共済条例（抄） （事務費の賦課） 第 5 条 本市は、毎会計年度、本市が共済事業を行うため必要とする事務費予定額から法第 14 条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費及び兵庫県農業共済組合連合会から本市に賦課された賦課金の支払に充てる費用を本市との間に共済関係の存する者に賦課するものとする。</p>					
2	<p>前項の賦課は、次の方式によりするものとし、賦課総額及び賦課単価は、市長が議会の議決を経て定める。</p> <p>(1) 水稻共済割</p> <p>(2)～(7) 略</p>				

<平成29年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第54号	所 管	住宅管理担当						
件 名	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）										
内 容											
<p>1 提起理由 改良住宅の家賃の長期滞納者に対して、滞納家賃の支払、住宅の明渡し及び損害賠償金の支払を求めるもの。</p> <p>2 当事者 (1) 原告 尼崎市 代表者 稲村 和美 (2) 被告氏名及び滞納金額等（1名）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>滞納月数</th> <th>滞納金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■■■■■</td> <td>10月</td> <td>179,666円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 平成28年11月30日現在の数値</p>						氏 名	滞納月数	滞納金額	■■■■■	10月	179,666円
氏 名	滞納月数	滞納金額									
■■■■■	10月	179,666円									

<平成29年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第55号	所 管	道路維持担当									
件 名	工事請負契約の変更について(港橋耐震補強(その1)工事)													
内 容														
1	<p>変更理由</p> <p>当初計画では、工事に必要な施工ヤードとして、港橋西側にある既存の駐車場を利用して施工することとしていたが、工事契約後に詳細調査を実施した結果、駐車場棧橋の床版や支承構造等について不明確な部分があり、安全性を正確に把握できないことから、施工ヤードとして利用できないことが判明した。</p> <p>そのため、当初計画を変更し、新たに港橋東側に仮設構台を設置し施工ヤードとすることとした。これにより仮設構台ならびに進入路の整備、また、仮締切工、仮設船着き場を増工する必要が生じたことから、設計内容の変更及び契約金額の増額を行うもの。</p>													
2	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市崇徳院2丁目55番 株式会社鍵田組 代表取締役 鍵田 智嗣</p>													
3	<p>契約金額</p> <table> <tr> <td>変更前</td> <td>232,675,200円(</td> <td>金額は消費税等相当額8%を含む。)</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>313,519,680円(</td> <td>金額は消費税等相当額8%を含む。)</td> </tr> <tr> <td>増 額</td> <td>80,844,480円(</td> <td>金額は消費税等相当額8%を含む。)</td> </tr> </table>					変更前	232,675,200円(金額は消費税等相当額8%を含む。)	変更後	313,519,680円(金額は消費税等相当額8%を含む。)	増 額	80,844,480円(金額は消費税等相当額8%を含む。)
変更前	232,675,200円(金額は消費税等相当額8%を含む。)												
変更後	313,519,680円(金額は消費税等相当額8%を含む。)												
増 額	80,844,480円(金額は消費税等相当額8%を含む。)												
4	<p>変更内容</p> <table> <tr> <td>進入路及び仮設構台の整備</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>仮締切工及び仮設船着き場の整備</td> <td>1式</td> </tr> </table>					進入路及び仮設構台の整備	1式	仮締切工及び仮設船着き場の整備	1式					
進入路及び仮設構台の整備	1式													
仮締切工及び仮設船着き場の整備	1式													
5	<p>契約工期(予定)</p> <table> <tr> <td>変更前</td> <td>平成28年6月27日から平成29年3月20日まで</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>平成28年6月27日から平成29年9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>延 長</td> <td>194日間</td> </tr> </table>					変更前	平成28年6月27日から平成29年3月20日まで	変更後	平成28年6月27日から平成29年9月30日まで	延 長	194日間			
変更前	平成28年6月27日から平成29年3月20日まで													
変更後	平成28年6月27日から平成29年9月30日まで													
延 長	194日間													